

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		大学院の収容定員に係る学則変更							
フリガナ 設置者		カクコリカクジノ ジュンシンガクエン 学校法人 純真学園							
フリガナ 大学の名称		ジュンシンガクエンガクテイガクテイダイ 純真学園大学大学院 (Graduate School of Junshin Gakuen University)							
大学本部の位置		福岡県福岡市南区筑紫丘1丁目1番1号							
大学の目的		本大学院は、本学の建学の精神に基づき、看護学及び保健医療学の理論及び応用を教授研究し、研究者としての深い学識と能力を培い、また高度の専門性が求められる職業を担うための専門的知識及び指導能力を育成し、九州を中心とする地域の発展に寄与することを目的とする。							
新設研究科等の目的		保健医療学研究科看護学専攻の入学定員を6名から18名へ増員し、加えて既存の教育課程を「看護学研究コース」とし、さらに、「診療看護師（NP）コース」を新たに設定することに伴い、収容定員に係る学則変更を行う。看護学専攻の収容定員は12名から36名へ、大学院全体の収容定員は24名から48名へ増員する。 診療看護師（NP）コースでは、高度な思考力・判断力・実践力を備え自律した看護師を養成し、地域医療に貢献することを目的とする。							
新設研究科等の概要	新設研究科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	保健医療学研究科 (Graduate School of Health Sciences, Master's Degrees)	年	人	年次人	人			年 月 第 年次	
	看護学専攻 (Course of Nursing)	2	18 (6)	—	36 (12)	修士 (看護学)	保健衛生学関係 (看護学)	令和7年4月 第1年次	福岡県福岡市南区筑紫丘一丁目1番1号 福岡県福岡市中央区地行浜一丁目8番地1号
	保健衛生学専攻 (Course of Health Sciences)	2	6	—	12	修士 (保健衛生学)	保健衛生学関係 (看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)	平成30年4月 第1年次	福岡県福岡市南区筑紫丘一丁目1番1号
計		—	—	—	—				
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		純真短期大学（廃止） 食物栄養学科（△80） こども学科（△100） ※令和7年4月学生募集停止							
教育課程	新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数				修了要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			
研究科等の名称		専任教員					助手	専任教員以外の教員 (助手を除く)	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新設分	保健医療学研究科 看護学専攻 (修士課程)	11人 (11)	6人 (6)	3人 (3)	0人 (0)	20人 (20)	0人 (0)	91人 (91)	
	計	11 (11)	6 (6)	3 (3)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	- (-)	
既設分	保健医療学研究科 保健衛生学専攻 (修士課程)	16 (16)	7 (7)	3 (3)	1 (1)	27 (27)	0 (0)	24 (24)	
	計	16 (16)	7 (7)	3 (3)	1 (1)	27 (27)	0 (0)	- (-)	
合計		27 (27)	13 (13)	6 (6)	1 (1)	47 (47)	0 (0)	- (-)	

職 種			専 属		その他		計			
事 務 職 員			21 (21)		8 (8)		29 (29)			
技 術 職 員			1 (1)		1 (1)		2 (2)			
図 書 館 職 員			4 (4)		1 (1)		5 (5)			
そ の 他 の 職 員			0 (0)		8 (8)		8 (8)			
指 導 補 助 者			0 (0)		3 (3)		3 (3)			
計			26 (26)		21 (21)		47 (47)			
校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計	純真短期大学（必要面積：1,800㎡、収容定員：180人）および純真高等学校（必要面積：4,520㎡、収容定員770人）と共用 借用面積：2,269㎡ 借用期間：10年間（R7.4.1～R17.3.31）		
	校 舎 敷 地		26,175.86 ㎡	7,573.51 ㎡	37,517.54 ㎡		71,266.91 ㎡			
	そ の 他		1,312.35 ㎡	4,632.72 ㎡	1,457.05 ㎡		7,402.12 ㎡			
	合 計		27,488.21 ㎡	12,206.23 ㎡	38,974.59 ㎡		78,669.03 ㎡			
校 舎			専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計	純真短期大学（必要面積：3,900㎡）と共用 借用面積：1,722.18㎡ 借用期間：10年（R7.4.1～R17.3.31）		
			28,002.83 ㎡	9,130.43 ㎡	5,804.75 ㎡		42,938.01 ㎡			
			(28,002.83 ㎡)	(9,130.43 ㎡)	(5,804.75 ㎡)		(42,938.01 ㎡)			
講義室等・新設研究科等の専任教員研究室			講義室	実験・実習室	演習室		新設研究科等の専任教員研究室			
			室	室	室		室			
図 書 ・ 設 備	新設研究科等の名称	図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		機械・器具		標本		
		電子図書 〔うち外国書〕		電子ジャーナル 〔うち外国書〕						
		冊		種		点		点		
		計		計		計		計		
経 費 積 立 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	研究科単位での算出不可能なため、学部との合計	
		教員1人当り研究費等		300 千円	300 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円		
		共同研究費等		3,000 千円	3,000 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円		
		図書購入費	9,000 千円	8,500 千円	8,500 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円		
		設備購入費	72,000 千円	69,000 千円	69,000 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円		
	学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	※学生納付金は上から、看護学専攻（看護学研究コース）および保健衛生学専攻、看護学専攻（診療看護師（NP）コース		
			1,200 千円	1,000 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、雑収入等							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称		純真学園大学							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度		所 在 地
	保健医療学部	年	人	年次人	人		倍			
	看護学科	4	100	－	400	学士（看護学）	0.84	平成23年度		福岡県福岡市南区 筑紫丘一丁目1番1号
	放射線技術科学科	4	80	－	320	学士（保健衛生学）	1.09	平成23年度		
	検査科学科	4	75	－	300	学士（保健衛生学）	0.96	平成23年度		
	医療工学科	4	40	－	160	学士（保健衛生学）	0.98	平成23年度		
	保健医療学研究科									
	看護学専攻	2	6	－	12	修士（看護学）	0.58	平成30年度		福岡県福岡市南区 筑紫丘一丁目1番1号
	保健衛生学専攻	2	6	－	12	修士（保健衛生学）	0.66	平成30年度		福岡県福岡市中央区 地行浜一丁目8番地1号

既設大学等の状況	大学等の名称	純真短期大学								※令和7年度より 学生募集停止 (短大全体)
	学部等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又は 称号	収容定員 充足率	開設 年度	所在地	
	食物栄養学科 こども学科	年	人	年次 人	人	短期大学士（食物栄養） 短期大学士（幼児教育）	倍 0.53 0.61	昭和34年度 平成18年度	福岡県福岡市南区 筑紫丘一丁目1番1号	
		2 2	80 100	— —	160 200					
既設大学等の状況	大学等の名称	埼玉純真短期大学								
	学部等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又は 称号	収容定員 充足率	開設 年度	所在地	
	こども学科	年	人	年次 人	人	短期大学士（幼児教育）	倍 0.71	昭和58年度	埼玉県羽生市下岩瀬 430番地	
		2	150	—	300					
附属施設の概要		該当なし								

(注)

- 1 共同教育課程の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設研究科等の目的」、「新設研究科等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「既設分」については、共同教育課程に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、及び「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、「図書・設備」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

①福岡県内における
キャンパス位置関係図



出典：Yahoo！地図

②福岡市内における
キャンパス位置関係図



出典：Yahoo！地図

③福岡市内における
キャンパス位置関係図
(筑紫丘キャンパス)



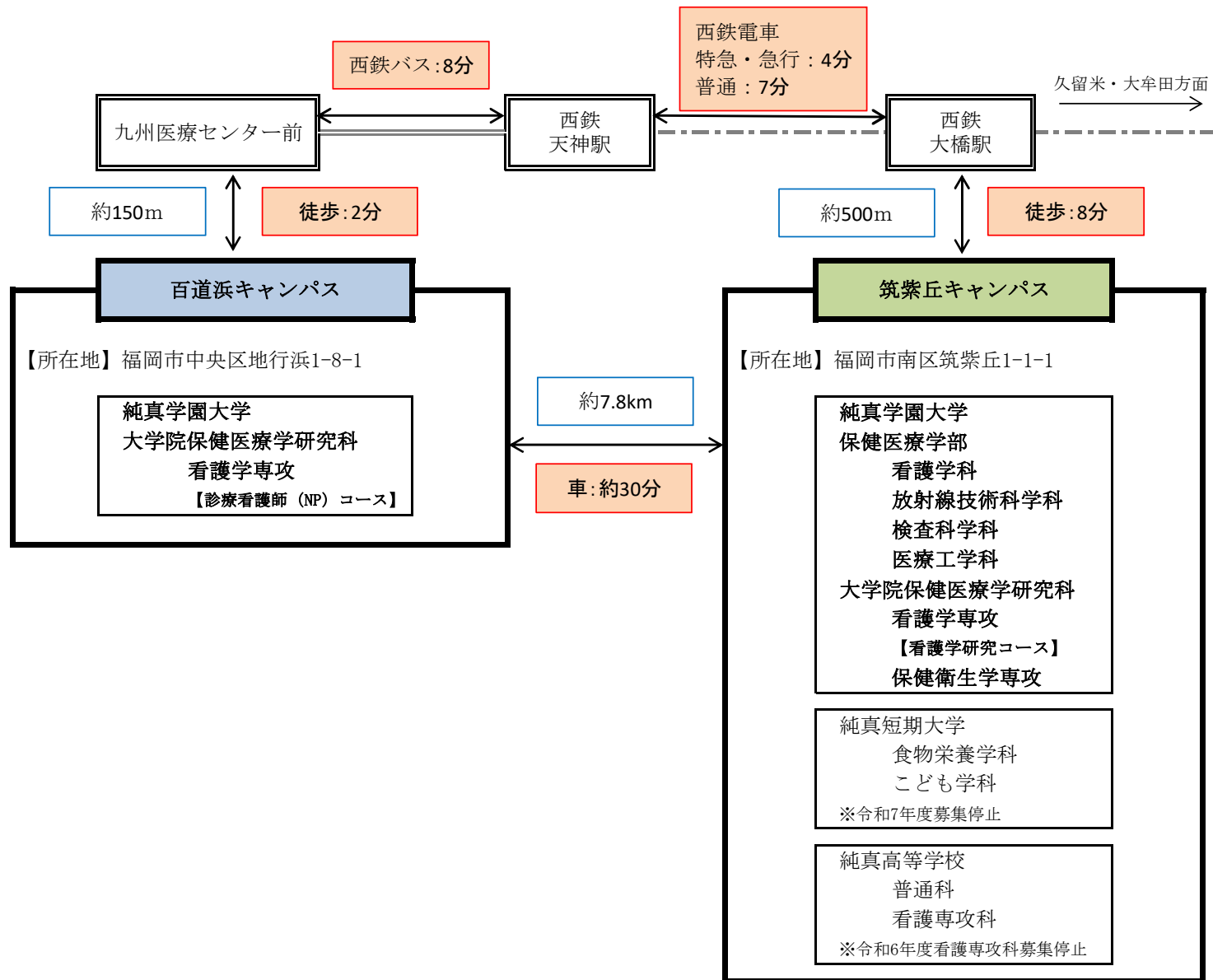
出典：Yahoo！地図

④福岡市内における
キャンパス位置関係図
(百道浜キャンパス)



出典：Yahoo！地図

最寄駅からの距離や交通機関がわかる図面



大学専用校舎面	37,133.26 m ²	(内所有 内借)	35,411.08 m ² 1,722.18 m ²
※建物総面積61,871.30m ² から以下の不算入施設等の面積 24,689.36m ² を減じた面積			
①1号館(講義棟)の一部(丸善売店)		108.00 m ²	
⑧カフテ棟		295.44 m ²	
⑮～⑰、⑱の建物合計		4,850.57 m ²	
⑩、⑪の一部(短大専用部分)		5,804.75 m ²	
①、②、⑩の一部及び⑨、⑬(法人専用部分)		2,030.19 m ²	
③、⑫～⑭(高校専用部分)		11,800.41 m ²	
	計	24,689.36 m ²	

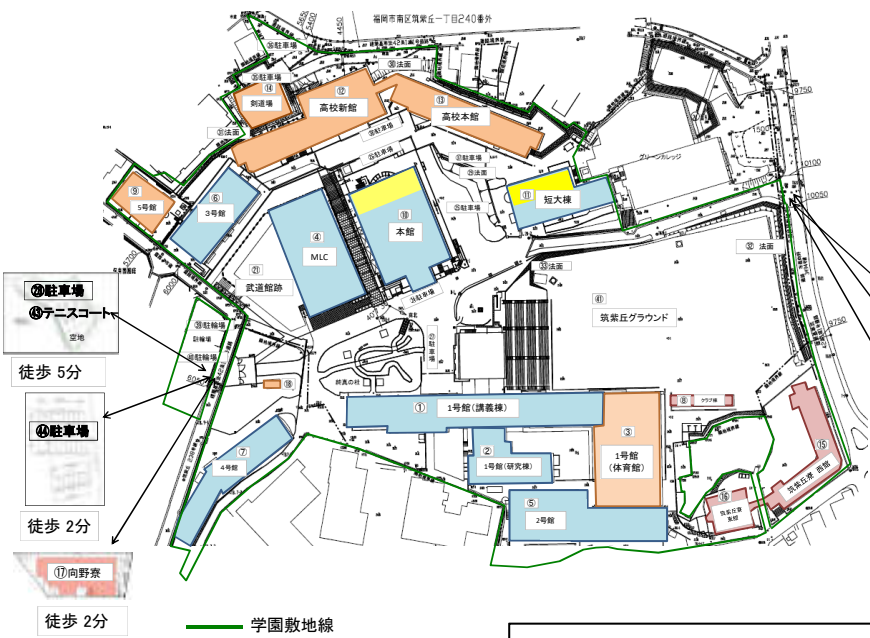
大学・大学院・短大(専用・共用)

校舎面積不算入施設

共用する他の学校等の専用

その他(高校・法人専用)

筑紫丘キャンパス



敷地	79,330.05 m ²
----	--------------------------

(内所有 77,061.05 m²)
(内借地 2,269.00 m²)

筑紫丘キャンパス(所有)
福岡県福岡市南区筑紫丘1丁目1番1号

百道浜キャンパス(借地)
福岡県福岡市中央区地行浜1丁目8番1号

テニスコート(所有)
福岡県福岡市南区大橋4丁目1224-1

福岡県福岡市南区筑紫丘1丁目14-3

那珂川グラウンド(所有)
福岡県筑紫郡那珂川町大字片縄北7丁目799-4

福津グラウンド(所有)
福岡県福津市津丸785-1

福岡県福岡市南区向野2丁目158

20 百瀬浜キャンパス校舎
車：約30分

41 那珂川グラウンド
車：約15分

40 福津グラウンド
車：約60分

大学専用校地面積	33,749.37 m ²	(内所有 31,480.37 m ²) (内借地 2,269.00 m ²)
----------	--------------------------	---

※敷地面積79,330.05㎡ から以下の不算入用地等の面積((a)+(b)+(c))45,580.68㎡ を減じた面積

不算入用地		
⑮⑯ 筑紫丘寮 (西館・東館)	2,945.78	㎡
㉔～㉔.㉔ 駐車場	1,919.87	㎡
㉔～㉔ 法面	344.07	㎡
⑰ 向野寮	735.35	㎡
計 (a)	5,945.07	㎡

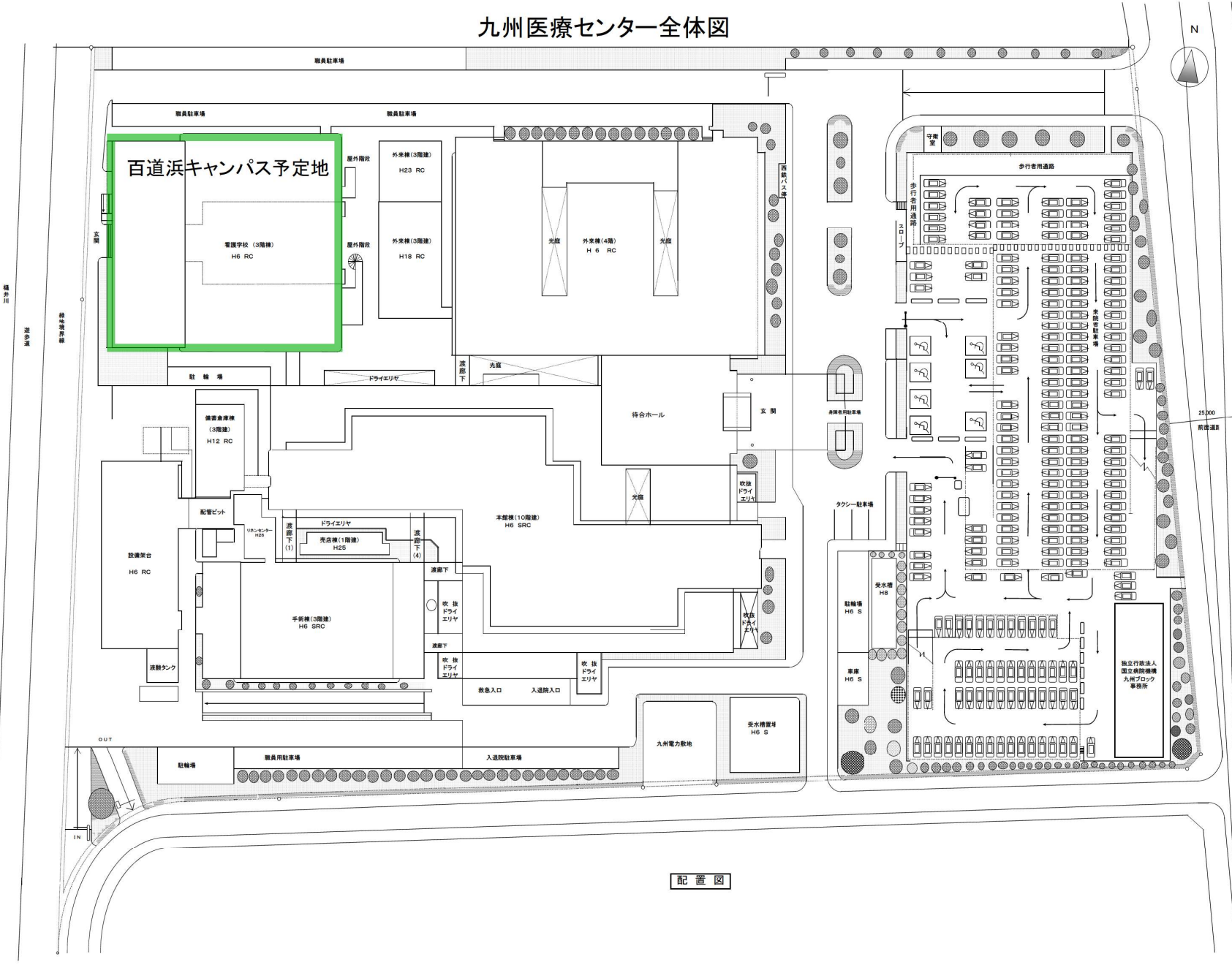
その他

⑨5号館	655.65	m
⑩守衛室	5.37	m
計 (b)	661.02	m

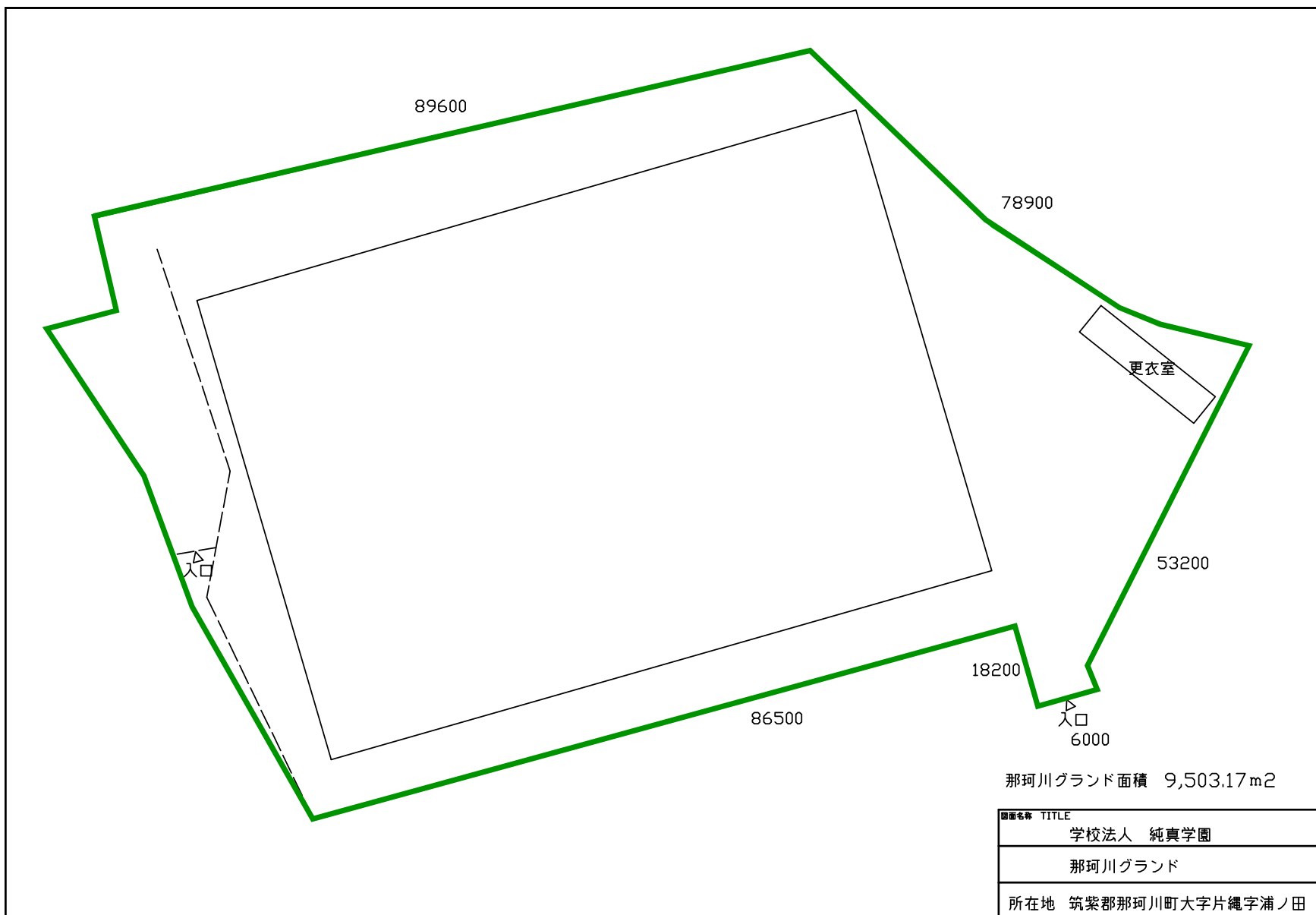
共用するその他の学校の専用面積
(校舎敷地、運動用地およびその他)

⑪短大棟	190.00	㎡
⑬高校本館	1,551.44	㎡
⑬高校新館	2,009.32	㎡
⑬①号館体育館	319.00	㎡
⑭筑紫丘グラウンド	10,353.58	㎡
⑭福津グラウンド	22,028.00	㎡
⑮～⑯高校駐車場・駐輪場	1,457.05	㎡
⑰武道館跡地	1,066.20	㎡
計(c)	38,974.59	㎡

九州医療センター全体図



配置図



純真学園大学
テニスコート

駐車場
960.69㎡

テニスコート
1,572.10㎡

空地
473.77㎡

純真学園大学大学院 学則（改正案）

第1章 総則

（目的）

第1条 純真学園大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の本旨に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価）

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図ると共に、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表する。

- 2 前項の自己点検・評価については、本学大学院の職員以外の者による検証を受ける。
- 3 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 第1項の自己点検・評価に加え、教育研究等の総合的な評価について、学校教育法施行令第40条に定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受ける。

（情報の積極的な公表）

第3条 本学大学院は、教育研究活動、組織及び運営の状況等について、刊行物・Web への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公表するものとする。

（教育内容等の改善）

第4条 本学大学院は、授業内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。

- 2 前項の組織については別に定める。

（課程）

第5条 本学大学院に、修士課程を置く。

- 2 修士課程は、広い視野に立って専攻分野を研究し、精深な学識並びに専攻分野における研究能力、高度の専門性を要する職業に必要な能力等を養うことを目的とする。

(研究科、専攻、分野及び学生定員)

第6条 本学大学院に置く研究科、専攻、分野及び学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	コース・分野	入学定員	収容定員
保健医療学研究科	看護学専攻	【看護学研究コース】 看護の基盤分野 臨床実践看護分野 生活支援看護分野 【診療看護師（NP） コース】 高度実践看護分野	18名	36名
	保健衛生学専攻	放射線技術学分野 臨床検査学分野 臨床医工学分野	6名	12名
合 計			24名	48名

2 保健医療学研究科（以下「研究科」という。）は、保健医療に関する高度かつ先進的な知識と技術を学ぶとともに、それぞれの分野や領域において高い専門性を追究し、保健・医療・福祉が連携した総合的サービスを提供することができる高度専門職業人、高度先進医療やチーム医療の場でリーダーシップを発揮することができる高度専門職業人並びに保健医療の分野における教育者・研究者を養成することを目的とする。

3 各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 看護学専攻修士課程は、生命の尊厳を基盤とした倫理的意思決定能力を備え、高度専門職業人として高い専門性を発揮して他職種との連携・協働をはかりながら指導者や管理者として活躍できる能力を修得するとともに、多様な健康ニーズに対応して地域社会に貢献し、次世代の看護職の養成を担うための教育・研究能力を有する人材の養成を目的とする。
- (2) 保健衛生学専攻修士課程は、予防・健康増進と生活の質の向上を推進するための幅広い知識・技術と高い専門性を活かして地域医療に貢献し、多職種連携の場において指導者や管理者として活躍できる能力を修得するとともに、医療機器の新規技術開発や臨床応用に資することのできる研究能力および次世代の医療専門職の養成を担うための教育能力を有する人材の養成を目的とする。

第2章 組織

(教育研究組織)

第7条 本学大学院の授業及び研究の指導は、研究科担当の教授がこれに当たる。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教がこれを担当し、又は分担することができる。

2 前項に定めるもののほか、研究科の教育研究組織については、別に定める。

第3章 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限等)

第8条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(在学年限)

第9条 本学大学院の在学年限は、4年を超えることができない。

2 前条ただし書の規定により、長期にわたる教育課程の履修が認められた学生の在学期間は、5年を超えることができない。

第4章 入学等

(入学時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学をする者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第11条 本学大学院に入学することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

(8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(再入学)

第12条 学長は、本学大学院を退学した者で、再入学を志願する者があるときは、欠員等の状況により、選考の上、相当の年次への再入学を許可することができる。

第5章 教育課程、履修方法等

(授業及び研究指導)

第13条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び修士論文等の作成に関する指導により行うものとする。

(教育方法の特例)

第14条 本学大学院においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第15条 本学大学院の授業科目及び単位数及びその履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(単位互換による他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第16条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、前条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数とあわせて10単位を超えない範囲で、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(成績の評価基準)

第18条 授業科目の成績評価は、上位より A+ (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、F (59点以下) の5段階をもって表示し、Fを不合格、その他を合格とする。なお、単位認定科目はT、履修停止はWと表示する。

第6章 修了及び学位

(修了の要件)

第19条 学長は、本学大学院に2年(第8条ただし書の規定により、学生が当該年数を超えて一定の期間にわたり計画的に履修することを申し出て、学長が認めた時には、その認められた年数)以上在学し、所定の授業科目を履修し、保健医療学研究科履修規程に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した学生に対し、研究科委員会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた学生については、1年以上在学すれば足りるものとすることができる。

(学位)

第20条 学長は、本学大学院を修了した者に対して、次の各号に掲げる専攻の区分に応じ、当該各号に掲げる学位を授与する。

(1) 看護学専攻 修士(看護学)

(2) 保健衛生学専攻 修士(保健衛生学)

2 前項に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(資格)

第21条 本学大学院が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を修得した者は、次に掲げる資格を取得することができる。

(1) 保健医療学研究科看護学専攻診療看護師(NP)コースのカリキュラムは、保健師助産師看護師法第37条の2及び規則(省令)に定める特定行為に係る看護師の研修制度(以下、「特定行為研修」という。)に必要な科目を含んでおり、本コースは特定行為研修の指定研修機関に認定されている。本コースを修了した者については、特定行為研修管理委員会において修了認定を行うとともに修了認定者には修了証を交付する。

(2) 保健医療学研究科看護学専攻診療看護師(NP)コースの課程を修了した者は、一般社団法人日本NP教育大学院協議会のNP資格認定試験を受験する資格を取得することができる。

第7章 職員組織及び研究科委員会等

(職員)

第22条 本学大学院の職員は、純真学園大学（以下「本学」という。）の教育職員、事務職員及びその他の職員をもって充てる。

(研究科長等)

第23条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長を補佐するために、研究科長補佐を置く。

(研究科委員会)

第24条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科長、研究科長補佐及び研究科の授業を担当する教授をもって組織する。ただし、必要に応じて、研究科の授業を担当する准教授、講師及びその他職員を組織に加えることができる。

3 研究科委員会は、審議するに当たって必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 研究科委員会の運営に関しては別に定める。

(委員会)

第25条 本学大学院の研究科に、各種委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 雑則

(大学学則の準用)

第26条 純真学園大学学則（以下「大学学則」という。）第7条、第4章、第22条から第24条まで、第7章、第34条第1項、第34条第2項、第35条から38条まで、第44条第2項、第12章、第14章、第15章、第16章の規定は、本学大学院に準用する。この場合において、これらの規定中「本学」とあるのは「本学大学院」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる大学学則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第16条第2項 第53条 第54条第1項	教授会	研究科委員会
第26条第4項	4年	2年

第 2 8 条第 1 項	外国の大学又は短期大学	外国の大学院
第 2 8 条第 2 項	2 年	1 年
第 2 8 条第 3 項	第 1 8 条	本学大学院学則第 8 条
第 3 0 条第 3 号	第 1 9 条	本学大学院学則第 9 条
第 2 8 条第 4 項 第 4 4 条第 2 項	卒業	修了
第 3 5 条第 3 項	卒業研究	特別研究
第 5 5 条第 3 号 第 6 1 条第 1 項	大学	大学院

(委任)

第 2 7 条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の管理に関し必要な事項は、学長が定める。

(改廃)

第 2 8 条 この学則の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は、令和 7 年度入学生から適用し、令和 6 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

純真学園大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 純真学園大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の本旨に則り、広く知識を授け深く専門の学芸を研究教授するとともに、純真学園建学の精神に基づき、教養豊かにして学識高き人材を養成することを目的とする。

2 本学の設置する学部及び学科における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。

第2章 自己点検・評価等

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図ると共に、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己点検・評価については、本学の職員以外の者による検証を受ける。

3 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

4 第1項の自己点検・評価に加え、教育研究等の総合的な評価について、学校教育法施行令第40条に定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受ける。

(情報の積極的な公表)

第3条 本学は、教育研究活動、組織及び運営の状況等について、刊行物・Web への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公表するものとする。

(教育内容等の改善)

第4条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の組織については別に定める。

第3章 組織

(学部、学科及び学生定員)

第5条 本学における学部、学科の構成及び学生定員については、次の通りとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
保健医療学部	看護学科	100名	400名
	放射線技術科学科	80名	320名
	検査科学科	75名	300名
	医療工学科	40名	160名
合 計		295名	1,180名

(大学院)

第6条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は別に定める。

(図書館等)

第7条 本学に、以下の組織を置く。

(1) 図書館

(2) 健康管理センター

2 前各号に関し必要な事項は、別に定める。

(教職員)

第8条 本学に、学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

4 教育職員の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

(役職)

第9条 本学に、次に掲げる役職を置く。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 学部長

(4) 学科長

(5) 図書館長

(6) 健康管理センター長

(7) 教務部長

(8) 学生部長

- (9) 入試部長
 - (10) 広報部長
 - (11) 就職部長
 - (12) 学外実習対策部長
 - (13) 国家試験対策部長
 - (14) FD・SD 委員長
 - (15) 国際交流推進委員長
 - (16) IPE 専門部会長
 - (17) 純真学専門部会長
 - (18) 紀要委員長
 - (19) 遺伝子組換え実験安全委員長
 - (20) 倫理委員長
 - (21) 放射線安全管理委員長
- 2 学長は、必要がある場合には、役職を置くことができる。
 - 3 第1項に掲げる役職の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

(特別任用教員等)

- 第10条 学長は、必要がある場合には、特別任用教員又は非常勤講師を委嘱することができる。
- 2 特別任用教員及び非常勤講師に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授等)

- 第11条 本学に、客員教授及び客員研究員を置くことができる。
- 2 客員教授及び客員研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(大学事務局)

- 第12条 本学に、大学事務局（以下、「事務局」という。）を置く。
- 2 事務局の事務を統括し、職員を指揮監督するため、大学事務局長を置く。
 - 3 事務局の組織、業務その他必要な事項は、別に定める。

(教授会)

- 第13条 本学の学部教授会を置く。
- 2 教授会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学部長

- (4) 専任の教授
- (5) その他学長が必要と認めた者
- 3 学長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、あらかじめ学長が指名した者は、議長を代行できる。
- 4 本条に定めるものの他、教授会の運営について必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第14条 本学の学部、に、各種委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年は、次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- 2 学長は、教授会の議を経て、前項の期間を臨時に変更することができる。

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日
- 2 前項第4号から第6号までの休業日については、毎年度始めに学長が定める。
- 3 臨時の休業日は、その都度学長が定める。
- 4 教育上特に必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第19条 在学年限は、修業年限の2倍を超えることはできない。

2 前項に規定するもののほか、同一学年に2年を超えて在学することはできない。

第6章 入学、編入学、転入学及び再入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第21条 本学の第1年次に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣が指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した、在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを、文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学志願の手続)

第22条 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に学長が別に定める書類及び入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第23条 前条の規定による入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第24条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を学長に提出すると共に、所定の入学科を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者について、入学を許可する。

(編入学等)

第25条 本学における編入学、転入学及び再入学は認めないものとする。

第7章 休学、復学、転学、転学科、留学、自主退学、除籍及び復籍

(休学)

第26条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、引き続き3月以上修学することができない場合は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて学長に願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため就学することが適当でないと認められる学生に対しては、医師の診断書の提出を求めた上で、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。但し、特別の事由があると認められる場合は、学長に願い出て、学長の許可を得て、さらに1年を限度として休学期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第27条 第26条第1項による休学者でその事由が止むときは、理由書及び疾病の場合は医師の診断書を添えて学長に願い出て、学長の許可を得て復学することができる。但し、休学中に学科の教育課程の変更、又は改組転換等が行われた場合は、変更後の教育課程を適用することがある。

(留学)

第28条 本学の学生が、外国の大学又は短期大学等、これに相当する高等教育機関への留学を願い出た場合、それが教育上有益と認めるときは、学長がこれを許可する場合がある。

2 留学期間は、原則として6月又は1年とし、2年を限度とする。

3 前項の許可を得て留学した期間は、第18条に規定する修業年限に算入することはできない。

- 4 留学先で取得した単位は、卒業に必要とされる単位に算入することはできない。
- 5 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(自主退学)

第29条 学生が退学しようとするときは、保証人連署の上、学長に願い出て、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第30条 学長は、次の各号の一に該当する者については、除籍することができる。

- (1) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第26条第3項及び第4項に定める休学期間を経過して、なお就学できない者
- (3) 第19条に定める在学年限を経過した者
- (4) 疾病、学力劣等及びその他の事由により成業の見込みがないと認められる者
- (5) 正当な理由なく授業料等諸納付金を滞納し、催告してもこれに応じない者

(転学等)

第31条 本学における転学、転学科及び復籍は認めないものとする。

第8章 教育課程

(教育課程の編成)

第32条 本学は、学部、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目)

第33条 授業科目は、その内容により、基盤教育科目、専門教育科目に分ける。

- 2 開設する授業科目、単位の認定手続き及びその履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(授業の方法等)

第34条 授業は、講義、演習、実験、実習のいずれかの方法により、又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業方法により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位の計算方法)

第35条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする
- (3) 実験、実習については、45時間の授業をもって1単位とする

2 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目について、次の基準によりその単位数を定めることができる。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とすること
- (2) 実験、実習については、30時間から45時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とすること

3 前2項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第9章 履修方法及び単位の認定

(履修方法等)

第36条 授業科目、単位数、配当年次及び履修方法については、別に定める。

(単位の授与)

第37条 授業科目を履修し、かつ成績の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

2 成績の審査は、試験、報告書、論文、平常の成績その他の方法により行う。

(単位の認定要件)

第38条 各授業科目について出席すべき授業時間の3分の2に達しない者は、その授業科目修了の認定を受けることができない。

(入学前の既修得単位数の取扱い)

第39条 学長は、教育上有益と認めるときは、本学に入学する前の他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下「他の大学等」という。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、別に定めるところにより、本学において修得したものとして認定することができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、本学に入学する前の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が定める学修等、大学以外の教育施設における

学修を本学における学修とみなし、別に定めるところにより、単位を与えることができる。

- 3 前2項により卒業に必要な単位として修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。

(他の学科における授業科目の履修等)

第40条 学生は、他の学科の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位数は、第39条の規定により本学において修得したものと認定又はみなすことのできる単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第41条 学長は、教育上有益であると認めるときは、他の大学等との協議に基づき、別に定めるところにより、学生に他の大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 学長は、前項の規定により修得した単位については、本学授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により与えることのできる単位数は、第39条及び第40条の規定により本学において修得したものと認定又はみなすことのできる単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第42条 学長は、教育上有益であると認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修について、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位数は、第39条、第40条及び第41条の規定により本学において修得したものと認定又はみなすことのできる単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

(成績の評価基準)

第43条 授業科目の成績評価は、上位より A+ (100～97 点)、A (96～93 点)、A- (92～90 点)、B+ (89～87 点)、B (86～83 点)、B- (82～80 点)、C+ (79～77 点)、C (76～73 点)、C- (72～70 点)、D+ (69～66 点)、D (65～60 点)、F (59 点以下) の 12 段階をもって表示し、F を不合格、その他を合格とする。なお、単位認定科目は T、履修停止は W と表示する。

- 2 前項の成績評価による学業結果のうち、卒業に必要な単位として算入することのでき

る授業科目（T の判定を受けた授業科目を除く。以下、この条において同じ。）の学業成績を総合的に判断する指標として、評価平均値（Grade Point Average、以下「GPA」という。）を用いる。

- 3 GPA は、卒業に必要な単位として算入することのできる授業科目の成績評価のうち、A+に 4.00、A に 4.00、A-に 3.70、B+に 3.30、B に 3.00、B-に 2.70、C+に 2.30、C に 2.00、C-に 1.70、D+に 1.30、D に 1.00、F に 0.00 をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、卒業に必要な単位として算入できる授業科目の総履修登録単位数で除して算出する。

第10章 卒業、学位の授与及び資格

（卒業の要件）

第44条 卒業の要件は、本学に4年以上在学し、別に定める授業科目について所定の単位を修得することとする。

- 2 第45条に定める卒業の認定の時点で、第15章に定める授業料等の諸納入金を完納していなければならない。

（卒業）

第45条 前条の規定により卒業要件を満たした者に対し、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

（学位の授与）

第46条 前条の規定により卒業とみなされた者には、学士の学位を授与する。

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（資格）

第47条 本学が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を修得した者は、次の各項に掲げる資格を取得することができる。

- (1) 保健医療学部看護学科の課程を修了した者は、看護師国家試験を受験する資格を取得することができる。
- (2) 前号の課程を修了し、且つ指定した科目を追加履修した者は、保健師国家試験を受験する資格を取得することができる。
- (3) 保健医療学部放射線技術科学科の課程を修了した者は、診療放射線技師国家試験を受験する資格を取得することができる。
- (4) 保健医療学部検査科学科の課程を修了した者は、臨床検査技師国家試験を受験する資格を取得することができる。

- (5) 保健医療学部医療工学科の課程を修了した者は、臨床工学技士国家試験を受験する資格を取得することができる。

第11章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(聴講生)

第48条 学長は、本学の特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第49条 学長は、本学の特定の授業科目を履修し、単位の修得を志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 学長は、授業科目を履修した科目等履修生に対して、試験の上、単位を与え、単位修得証明書を交付することができる。

(特別聴講学生)

第50条 学長は、他の大学等に在学している者で、本学の特定の授業科目を履修し、単位の修得を志願する者があるときは、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 学長は、授業科目を履修した特別聴講学生に対して、試験の上、単位を与え、単位修得証明書を交付することができる。

(聴講生等に関する規定)

第51条 聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第52条 外国人で大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第53条 学長は、人物、学業が優秀な者、又は学生の模範となる行為をした者について、教授会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲戒)

第54条 学長は、本学の学則その他の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者については、教授会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学処分とする。

(懲戒による退学)

第55条 懲戒による退学処分は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由なくして、出席が常でない者
- (3) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する者
- (4) その他、社会的秩序等に著しく反した者

第13章 福利厚生等

(福利厚生施設)

第56条 学生の福利厚生を図るため、福利厚生施設を置くことができる。

(健康診断)

第57条 職員及び学生の健康維持のため、毎年定期健康診断を行う。

(学生寮)

第58条 本学の学生の生活費を軽減するため、学生寮を置く。

2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 育英学生

(育英学生)

第59条 本学に福田昌子記念育英学生の制度を置く。

2 福田昌子記念育英学生について必要な事項は、別に定める。

第15章 入学検定料、入学科及び授業料等

(諸納入金)

第60条 本学の入学検定料、入学科及び授業料等に関し必要な事項は、別に定める。

2 休学者は、授業料、実習費及び施設設備維持費を月割計算し、休学した月から復学した月までを免除する。ただし、月の途中で休学又は復学した場合は、その月の授業料、実習

費及び施設設備費を納入しなければならない。

- 3 授業料、実習費及び施設設備維持費を納入した後の休学者については、休学期間中の相当額を、翌学期より差し引くものとする。ただし、休学期間が修業年限の最後の学期にあたる場合は、休学期間中の授業料、実習費及び施設設備維持費は免除しない。
- 4 留学者、停学者、退学者及び除籍者は、別に定める諸納入金を納入しなければならない。
- 5 一旦納入された諸納入金は、返還しない。ただし、本学の 1 年次に入学する予定者が納入した諸納入金に関しては、定められた期間に所定の返還手続書類が受理された場合に限り、入学金以外を返還する。

第 16 章 公開講座等

(公開講座等)

- 第 6 1 条 社会人の教養を高めること、文化の向上に資すること及び開かれた大学として地域社会に貢献することを目的として、公開講座の開講その他大学開放の事業を行うことができる。
- 2 公開講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(共同研究等)

- 第 6 2 条 本学の学術研究や地域社会への貢献に資するため、共同研究、受託研究を行うことができる。
- 2 共同研究、受託研究に関し必要な事項は、別に定める。

第 17 章 改廃

(改廃)

- 第 6 3 条 この学則の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則は、平成 28 年度入学生から適用し、平成 27 年度以前の入学生については、

なお従前の例による。

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この学則は、令和4年度入学生から適用し、令和3年度以前の入学生については、
なお従前の例による。

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

純真学園大学大学院 保健医療学研究科履修規程（改正案）

（趣旨）

第1条 この規程は、純真学園大学大学院保健医療学研究科（以下「本学大学院研究科」という。）において開設する授業科目の履修に関し、純真学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（教育課程）

第2条 本学大学院研究科の教育課程は、研究科共通科目、専攻共通科目、分野専門科目及び特別研究により編成する。

- 2 研究科共通科目、専攻共通科目、分野専門科目及び特別研究として開設する授業科目は、それぞれに必修科目、選択科目を設けることができる。
- 3 選択科目には、指定された単位数を必ず修得しなければならない選択必修科目を置くことができる。
- 4 本学大学院研究科の看護学専攻及び保健衛生学専攻（以下「各専攻」という。）の教育課程は、それぞれ看護学専攻にあつては別表第1及び第2、保健衛生学専攻にあつては別表第3のとおりとする。
- 5 各専攻は、年度が始まる前に、開講科目の開講時期とその単位数、授業時間数、修了に要する必修科目及び授業の方法等を表す科目展開表を策定し、学生便覧にて告知する。

（履修登録）

第3条 学期開始後、定められた期限までに、その学期で受講し、単位を修得しようとする授業科目を「履修届」により登録しなければならない。ただし、2学期にわたり開講される授業科目は、当該授業科目が開講される初学期に履修登録するものとする。

- 2 履修登録した授業科目以外の科目を受講し、単位を修得することはできない。
- 3 同一曜日の同一授業時限で複数の授業科目を履修登録することはできない。時間割上、同一曜日かつ同一授業時限の授業科目であっても、開講期間又は授業時間に差異のある場合は、複数の授業科目を履修登録することができる。

（履修科目の取消）

第4条 履修科目の取消を希望するときは、所定の期日までに「履修取消届」を提出しなければならない。

(単位の認定)

第5条 ひとつの授業科目を履修し所定の授業出席時間を満足する学生に対して、試験（レポート、論文及び実技を含む）の上、次条に規定する単位の計算法に基づき、所定の単位を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、特別研究の授業科目については別に定めるところにより単位を認定する。

(単位の計算法)

第6条 授業科目の単位の算定は、1単位が45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に定める基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義、演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とすることができる。
- (2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各専攻が定める授業の時間をもって1単位とする。
- (3) 同一の授業科目について、講義、演習、実習若しくは実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、各専攻が定める授業をもって1単位とする。
- (4) 前各号の規定にかかわらず、資格取得に係る授業科目の場合については、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、各専攻の定める授業をもって1単位とすることができる。

(時間割)

第7条 各専攻は、科目展開表に従い、学期が始まる前に時間割を策定し告知する。

(授業時限及び授業時間)

第8条 1日の授業時限及び授業時間は、次のとおりとする。

(1) 看護学専攻（看護学研究コース）、保健衛生学専攻

第1時限 9：00 ～ 10：30

第2時限 10：40 ～ 12：10

第3時限 13：00 ～ 14：30

第4時限 14：40 ～ 16：10

第5時限 16：20 ～ 17：50

第6時限 18:00 ～ 19:30

第7時限 19:40 ～ 21:10

(2) 看護学専攻（診療看護師（NP）コース）

第3時限 12:20 ～ 13:50

第4時限 14:00 ～ 15:30

第5時限 15:40 ～ 17:10

第6時限 18:00 ～ 19:30

第7時限 19:40 ～ 21:10

ただし、土曜日の授業時間は前号のとおりとする。

- 2 授業時間は、45分を1時間とし、1授業時限（90分）をもって2時間の学修を行ったものとする。

（授業期間等）

第9条 授業期間、補講期間、定期試験期間、追・再試験期間及び休業期間等は、学年暦の定めるところによる。

（休講及び補講）

第10条 学校行事又は授業担当教員の事情等により、授業を休講することができる。

- 2 授業担当教員は、授業を休講した場合、補講を実施するものとする。
- 3 補講の授業時間、授業回数、出席及び欠席等については、平常の授業と同様に扱う。

（集中授業）

第11条 各専攻の定めるところにより、特定の授業科目を集中講義とすることができる。

- 2 前項の集中講義は、大学院学則上の休業日又は学年暦上の休業期間に実施することができる。

（学外演習等）

第12条 各専攻の定めるところにより、又は授業担当教員の判断により教育上必要があると認めるときは、学外において演習、実習、あるいは授業を行うことができる。

- 2 前項の学外演習等は、大学院学則上の休業日又は学年暦上の休業期間に実施することができる。

（出席時間数）

第13条 講義、演習及び実習については、授業回数の3分の2以上出席しなければならない。

(授業等の欠席)

第14条 履修登録した科目の授業及び定期試験等を正当な理由無く欠席してはならない。

2 学外演習、学外実習、就職活動、その他やむを得ない事由により授業を欠席するときは、「科目欠席届」を提出しなければならない。

3 科目欠席に関する詳細は、学生便覧にて告知する。

(授業等の遅刻及び早退)

第15条 遅刻及び早退は2回で1回の欠席扱いとする。

2 授業開始から20分以上経過して出席した学生については、欠席扱いとする。

(定期試験)

第16条 毎学期末に、期間を設けて定期試験を実施する。

2 各専攻は、定期試験期間の時間割を策定し、当該期間前に告知する。

3 定期試験は、筆記試験、実技試験、論文試験、その他これに準ずる方法により行う。

4 定期試験に合格した者には、学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

(定期試験の受験資格)

第17条 次の各号の一に該当する者は、原則として定期試験の受験資格がないものとする。

(1) 履修登録していない者

(2) 出席回数が、当該授業科目の授業回数の3分の2に満たない者

(3) 2学期以上にわたって開講される通年科目を履修登録し、各学期の出欠状況が前号に該当する者

(4) 授業料等及びその他の諸納入金が未納の者。ただし、納入の延期が認められている者を除く。

(試験における留意事項)

第18条 試験時間は、原則として90分とする。

2 試験開始から30分以上遅刻した者は、原則として試験教室に入室することができない。

3 試験時間中、学生証を机上に呈示しておかななければならない。

4 不正行為を行った場合、当該学期に履修した全科目の評価及び単位の修得を無効とする。

また、大学院学則の規定に基づく懲戒処分を課すことがある。

5 講義、演習又は実習において、報告及び論文等の提出をもって試験に代えることがある。

(追試験)

第19条 次の事由で試験を欠席した場合は、追試験を受けることができる。

- (1) 忌引
- (2) 不慮の災害
- (3) 傷病
- (4) 就職試験
- (5) その他やむを得ない理由と認められるとき

2 追試験を受験する場合、所定の期間内に、所定の証明書等を添え「追試験願」を提出して許可を受けなければならない。

3 追試験を受験する場合、科目ごとに追試験料を納入しなければならない。

4 追試験の実施に関する詳細は、別に定める。

(再試験)

第20条 定期試験を受験し、不合格となった者に対し、再試験を行うことがある。

2 再試験を受験する場合、科目ごとに再試験料を納入しなければならない。

3 再試験の実施に関する詳細は、別に定める。

(成績の評価)

第21条 成績の評価は、100点満点で採点后、60点以上を合格とし、当該授業科目の単位を認定する。

評語	評価	判定
A ⁺	100点～90点	合格
A	89点～80点	
B	79点～70点	
C	69点～60点	
F	59点以下 もしくは定期試験及び追試験又は再試験を欠席した者、 受験資格のない者	不合格

(再試験の成績の評価)

第22条 再試験は、100点満点で採点し、合格者を一律60点として、当該授業科目の単位を認定する。

2 成績の評価は、前条の定めを準用する。

(再履修)

第23条 既に単位を修得した授業科目及び他の規定に基づき既修得単位を認定された授業科目については、原則として再履修することができない。

(成績証明書等)

第24条 単位を修得した授業科目に関して、成績証明書等の発行を申請した場合は、学長は当該証明書を発行することができる。

2 発行することのできる証明書の種類、届出書様式、手数料及び所管部署等の詳細は、学生便覧にて告知する。

3 授業料等及びその他の諸納付金が未納の者に対しては、成績証明書等を発行しない。ただし、納入の延期が認められている者を除く。

(修了要件)

第25条 本学を修了するためには、大学院学則に定める要件を充足し、看護学専攻にあっては別表第4又は別表第5、保健衛生学専攻にあっては別表第6にそれぞれ示す単位を修得しなければならない。

2 研究科委員会は、最終試験終了後、大学院学則第19条に規定する修了の要件に基づき、修了の可否を判定する。

(手引きの策定)

第26条 この規程の詳細について履修の手引きを策定し、学生便覧にて告知する。

(改廃)

第27条 この規程の改廃は、学長が決定し理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 改正後の規程は令和3年度入学生から適用し、令和2年度以前の入学生については、
なお従前の例による。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 改正後の規程は令和7年度入学生から適用し、令和6年度以前の入学生については、
なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）看護学専攻（看護学研究コース）

科目 区分	授業科目の名称	授業 形態	単位数			展開年次				備考
			必修	選択	自由	1年次		2年次		
						前期	後期	前期	後期	
研究科共通科目	多職種連携医療論Ⅰ	講義	1			●				必修 5単位 ＋ 選択 3単位 以上
	多職種連携医療論Ⅱ	演習	1					●		
	保健医療技術論	講義	1			●				
	コンサルテーション論	講義	1				●			
	健康増進科学	講義		1		○				
	食品機能学	講義		1			○			
	医療倫理論	講義	1			●		●		
	医療マネジメント論	講義		1		○		○		
	医療政策論	講義		1		○		○		
	医療統計学	講義		1		○		○		
	災害医療論	講義		1			○			
	地域保健医療論	講義		1		○				
	保健医療情報論	講義		1		○				
実践医療英語	講義		1		○					
専攻共通科目	看護研究方法論Ⅰ	演習	1			●				必修 5単位 ＋ 選択 3単位 以上
	看護研究方法論Ⅱ	演習	1				●			
	看護心理学	講義	1				●			
	フィジカルアセスメント特論	講義	1				●			
	看護理論特論	講義	1			●				
	臨床薬理学特論	講義		1			○			
	臨床栄養学特論	講義		1				○		
	リスクマネジメント	講義		1			○			
	組織管理学特論	講義		1			○			
	家族看護特論	講義		1		○				
	看護教育学	講義		1			○			
	疫学	講義		1				○		
分野専門科目	看護の基盤	看護の基盤特論	講義		2		○		○	選択した分野の特論と演習を含む分野専門科目 6単位 ＋ その他の分野の特論 2単位 以上
		看護技術特論	演習		2			○		
		看護教育特論	演習		2			○		
		看護管理特論	演習		2			○		
		看護の基盤演習	演習		2			○		
	看護臨床分野	臨床実践看護特論	講義		2		○		○	
		小児看護特論	演習		2			○		
		成人急性期看護特論	演習		2			○		
		成人慢性期看護特論	演習		2			○		
		老年看護特論	演習		2			○		
	看護生活支援分野	臨床実践看護演習	演習		2			○		
		生活支援看護特論	講義		2		○		○	
		ウィメンズヘルスケア特論	演習		2			○		
		メンタルヘルスケア特論	演習		2			○		
		在宅看護学特論	演習		2			○		
生活支援看護演習	演習		2			○				
特別研究	特別研究	特別研究	演習	6			●		必修 6単位	
合計（43科目）				16	48	0				
修了単位：必修16単位＋選択14単位＝30単位 ●は必修科目とする										

別表第2（第2条関係）看護学専攻（診療看護師（NP）コース）

科目 区分		授業科目の名称	授業 形態	単位数			展開年次				備考	
				必修	選択	自由	1年次		2年次			
							前期	後期	前期	後期		
研究 科 共 通 科 目		多職種連携医療論Ⅰ	講義	1			●				必修 5単位	
		コンサルテーション論	講義	1				●				
		健康増進科学	講義	1			●					
		医療倫理論	講義	1			●					
		医療政策論	講義	1			●					
		災害医療論	講義		1			○				
専 攻 科 目 共 通		看護研究方法論Ⅰ	演習	1			●				必修 3単位	
		看護研究方法論Ⅱ	演習		1			○				
		リスクマネジメント	講義	1				●				
		疫学	講義	1				●				
分 野 専 門 科 目	看護 専 門 研 究 コ ー ス	看護教育特論	演習	2				●			必修 6単位 ＋ 選択 2単位	
		看護管理特論	演習	2				●				
		小児看護特論	演習		2				○			
		成人急性期看護特論	演習		2				○			
		成人慢性期看護特論	演習		2				○			
		老年看護特論	演習		2				○			
		在宅看護学特論	演習	2					●			
	高度 実践 看護 分野	NP特論	講義・演習・実習	3				●			必修 44単位	
		人体構造・機能論	講義・演習・実習	2				●				
		診察・診断学	講義・演習・実習	2				●				
		クリティカル診断演習	講義・演習・実習	2				●				
		フィジカルアセスメント演習	講義・演習・実習	2				●				
		臨床実践薬理学	講義・演習	2				●				
		疾病・臨床病態概論	講義・演習	2				●				
		呼吸・循環管理実践演習(1)	講義	2					●			
		呼吸・循環管理実践演習(2)・NP特論演習	演習・実習	2					●			
		薬剤・輸液投与とIVカテーテル管理演習	講義・演習	4					●			
		術後ドレーンおよび疼痛管理演習	講義・演習	2					●			
		慢性期における治療管理演習	講義・演習	3					●			
		NP臨床実習Ⅰ	実習	3						●		
		NP臨床実習Ⅱ	実習	3						●		
		NP臨床実習Ⅲ	実習	3						●		
		NP臨床実習Ⅳ	実習	3						●		
		NP臨床実習Ⅴ	実習	3						●		
		NPプライマリ実習	実習	1						●		
特別 研究	課題研究	演習	5					●		必修 5単位		
合計（43科目）				63	10	0						
修了単位：必修63単位＋選択2単位＝65単位												●は必修科目とする

別表第3（第2条関係）保健衛生学専攻 ※令和3年度以降入学生

科目 区分			授業科目の名称	授業 形態	単位数			展開年次				備考
					必修	選択	自由	1 年次		2 年次		
								前期	後期	前期	後期	
研究科共通科目	多職種連携医療論Ⅰ		講義	1			●				必修 4単位 ＋ 選択 4単位 以上	
	多職種連携医療論Ⅱ		演習	1					●			
	保健医療技術論		講義	1			●					
	コンサルテーション論		講義	1				●				
	健康増進科学		講義		1		○					
	食品機能学		講義		1			○				
	医療倫理論		講義		1		○		○			
	医療マネジメント論		講義		1		○		○			
	医療政策論		講義		1		○		○			
	医療統計学		講義		1		○		○			
	災害医療論		講義		1			○				
	地域保健医療論		講義		1		○					
	保健医療情報論		講義		1		○					
実践医療英語		講義		1		○						
専攻共通科目	保健医療研究方法論Ⅰ		講義	1			●				必修 3単位 ＋ 選択 3単位 以上	
	保健医療研究方法論Ⅱ		講義	1				●				
	先端医療技術論		講義	1				●				
	保健医療機器論		講義		1			○				
	保健医療総合管理学		講義		1				○			
	保健医療教育方法論		講義		1				○			
	臨床栄養管理		講義		1		○					
	病態生理学		講義		1		○					
	医学英語論文講読		演習		1			○				
	英語プレゼンテーション		演習		1				○			
分野専門科目	放射線技術学分野	応用放射線物理学特論	講義		2			○			選択した領域の特論と演習を含む分野専門科目 6単位以上	
		放射線物理学演習	演習		1				○			
		放射線生物学特論	講義		2			○				
		放射線生物学演習	演習		1				○			
		臨床放射線技術学分野	医用画像解析・情報学特論	講義		2			○			
	医用画像解析・情報学演習		演習		1				○			
	放射線治療技術学特論		講義		2			○				
	放射線治療技術学演習		演習		1				○			
	臨床検査学分野		病因・生体防御検査学特論	講義		2			○			
		病因・生体防御検査学演習	演習		1				○			
		生体化学検査学特論	講義		2			○				
		生体化学検査学演習	演習		1				○			
		生体機能検査学特論	講義		2			○				
		生体機能検査学演習	演習		1				○			
		病態検査学特論	講義		2			○				
		病態検査学演習	演習		1				○			
	臨床医学分野	細胞診学特論	講義		2			○				
		細胞診学演習	演習		1				○			
		臨床工学特論	講義		2			○				
		臨床工学演習	演習		1				○			
臨床医学特論		講義		2			○					
臨床医学演習		演習		1				○				
医療機器学特論		講義		2			○					
医療機器学演習	演習		1				○					
特別研究	特別研究	特別研究	演習	10				●		必修 10単位		
合計（51科目）				17	56	0						
修了単位：必修17単位＋選択13単位＝30単位 ●は必修科目とする												

別表第4（第25条関係）看護学専攻（看護学研究コース）

区 分	必 修	選 択	合計単位数
研究科共通科目	5	3	8
専攻共通科目	5	3	8
分野専門科目	0	8	8
特別研究	6	0	6
合計	16	14	30

別表第5（第25条関係）看護学専攻（診療看護師（NP）コース）

区 分	必 修	選 択	合計単位数
研究科共通科目	5	0	5
専攻共通科目	3	0	3
専門科目	50	2	52
特別研究	5	0	5
合計	63	2	65

別表第6（第25条関係）保健衛生学専攻

区 分	必 修	選 択	合計単位数
研究科共通科目	4	4	8
専攻共通科目	3	3	6
分野専門科目	0	6	6
特別研究	10	0	10
合計	17	13	30

学則の変更の趣旨等を記載した書類

【目次】

1	学則変更（収容定員変更）の内容	2
2	学則変更（収容定員変更）の必要性	2
	（1）純真学園大学大学院の沿革	2
	（2）収容定員変更の必要性が生じた背景	3
	ア 医療界の状況	3
	イ 働き方改革：医師と看護師の中間的な職種（いわゆる NP（ナース プラクティショナー））を必要とする背景	4
	ウ 純真学園大学が診療看護師（NP）コース（高度実践看護分野）を 新設する意義	4
3	学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	5
	（1）教育課程の変更内容	5
	（2）教育方法及び履修指導方法の変更内容	6
	ア 授業の実施方法	6
	イ 特別研究	7
	ウ 修了要件	7
	（3）教員組織の変更内容	7
	（4）大学全体の施設・設備の変更内容	8
	ア 校地等の整備計画	8
	イ 校舎等施設の整備計画	8
	ウ 教育・研究機材、器具等の整備計画	8
	エ 図書等の資料及び図書館の整備計画	9
4	2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画	9

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1 学則変更（収容定員変更）の内容

純真学園大学大学院保健医療学研究科看護学専攻は、令和 7 年 4 月に「診療看護師（NP）コース（高度実践看護分野）」を設置する。

診療看護師（NP）コース（以下、「本コース」という。）の設置に伴い、看護学専攻の入学定員及び収容定員を次のとおり変更する。

表 1 入学定員及び収容定員の変更 (人)

研究科・専攻	変更前		変更後		増減	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保健医療学研究科 看護学専攻	6	12	<u>18</u>	<u>36</u>	<u>12</u>	<u>24</u>
保健衛生学専攻	6	12	6	12	-	-
計	12	24	<u>24</u>	<u>48</u>	<u>12</u>	<u>24</u>

2 学則変更（収容定員変更）の必要性

（1）純真学園大学大学院の沿革

純真学園大学（以下「本学」という。）は、学校法人純真学園によって平成 23(2011)年に設置された大学である。

本学の設置母体である学校法人純真学園（以下「本学園」という。）の歴史は、学園祖・福田昌子によって「学校法人純真女子学園」が設立された昭和 31(1956)年 2 月に始まる。その際、福田昌子は女性の人間的尊厳の確立と社会的地位の向上を目指し、高度な学識と人間的教養を身につけ、豊かな知性を持ち、奉仕の精神を身につけた気品ある女性として、また純真な心を持って社会に貢献することのできる、新しい時代を担うに相応しい女性を育成することを掲げ、学園訓を「気品・知性・奉仕」と定めるとともに、学園の名称に「純真」の文字を取り入れた。

同年 4 月、私学としては福岡県において戦後 3 番目となる「純真女子高等学校」（現在の純真高等学校）を開校し、翌昭和 32(1957)年に「純真女子短期大学」（現在の純真短期大学）を、昭和 42(1967)年に「東和大学」を開学した。

また、産婦人科医でもあった福田昌子は、豊富な医療経験と知識を活かして、昭和 40(1965)年に准看護師養成課程としては私学で初となる衛生看護科を高等学校に設置した。その後、平成 14(2002)年には衛生看護科を「看護科」と改称するとともに、新たに 2 年制の看護専攻科を設置して 5 年一貫制の看護師養成課程を確立した。現在までに卒業生は千数百人を数え、各々が看護師・准看護師として医療の最前線で活躍するとともに広く社会に貢献している。

一方、東和大学においても創設当初より医療電子工学科を設け、その後、臨床工学技士の資格取得を目指すことのできる、当時としては九州唯一の臨床工学コースを設置した。以来長年に渡って臨床工学技士教育に尽力し、多くの優秀な医療人を社会に送り出してきた。

学園設立より本学園は地域社会の求める実践的職業人を多数輩出し、また教育文化の振興に寄与するなど、多大な実績を上げてきたが、新たな 50 年に向けての大きな一歩として、平成 23(2011)年 4 月、本学保健医療学部看護学科、放射線技術科学科、検査科学科及び医療工学科の医療系 4 学科を九州地区で初めて同時設置した。

さらには、平成 25 (2013) 年に独立行政法人国立病院機構九州医療センター（以下「九州医療センター」という。）との協力協定を締結したことで、本学の学生教育に九州医療センターの設備と機器を活用して先端医療を学ぶことが可能となり、併せてチーム医療をより実践的に学ぶことのできる環境が整ったといえる。

平成 30 (2018) 年 4 月に、これまで本学園が積み上げてきた医療人育成の伝統を継承するとともに学園訓である「気品・知性・奉仕」をそのまま建学の精神として掲げることにより、高度化する現代医療に対応できる能力と、「気品・知性・奉仕」を兼ね備えた人材の育成を目的とし、純真学園大学大学院保健医療学研究科看護学専攻（修士課程）並びに保健衛生学専攻（修士課程）を設置した。

（２）収容定員変更の必要性が生じた背景

ア 医療界の状況

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国の医療提供体制に多大な影響が生じ、地域医療の様々な課題が浮き彫りとなり、地域における入院・外来・在宅にわたる医療機能の分化・強化・連携等の重要性、地域医療全体を視野に入れて適切な役割分担の下で必要な医療を面として提供することの重要性などが改めて認識された。

一方で、この間も、人口減少・高齢化は着実に進んでおり、医療ニーズの質・量が徐々に変化するとともに、今後は、特に生産年齢人口の減少に対応するマンパワー確保や医師の働き方改革に伴う対応が必要になることを踏まえ、高齢人口がピークを迎える 2040 年を見据えた人口構造の変化への対応を図ることが必要とされている。

国が目指す令和 22 (2040) 年の医療提供体制に向け、厚生労働省では令和 7 (2025) 年までに着手すべき①地域医療構想の実現②働き方改革の推進③医師偏在対策という三位一体改革について議論が進められているところである【資料 1】。

この中で、②の働き方改革に関して今後さらなる医師不足が予想される状況において、医師相互間で業務を均てん化するタスク・シェアと医師から他の職種へ業務を一部移譲するタスク・シフトの重要性が認識され、各医療施設で試行・実行されてきた。海外でのタスク・シフトの先進例を取り入れ、わが国でも保健師助産師看護師法を改正し、平成 27 (2015) 年 10 月、「特定行為に係る看護師の研修制度」が施行され、医師の行為のうち特別な研修（保健師助産師看護師法第 37 条の 2 及び規則（省令）に定める特定行為区分【資料 2】に係る研修（以下、「特定行為研修」という。))を受けることで看護師でも実施可能な 38 の行為を特定行為として認め、特定行為を行うことができる看護師の養成がなされてきた。この研修制度は、更なる在宅医療の推進を図るためにも医師又は歯科医師の判断を待たずに手順書により特定行為を実施できる看護師を養成し、在宅医療を支えていく施策となっている。

【資料 1:2040 年を展望した医療提供体制の改革について(イメージ)】

【資料 2：特定行為区分一覧（保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第

2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為
研修に関する省令の施行等について（令和 6 年 4 月 5 日一部改正
pp. 25-26）

イ 働き方改革：医師と看護師の中間的な職種（いわゆる NP（ナースプラクティショナー））を必要とする背景

わが国では、欧米諸国に比べて低い生産性（一人当たりの GDP 値）を改善すべく、政府主導で働き方改革が推進されてきた。働き方改革の骨子は、超過勤務時間を年間 960 時間以内に抑えることである。しかし、勤務時間が他の職種に比べて極端に長い医師に関しては、厳密な法の運用が令和 6（2024）年 4 月まで延期されていた。各医療施設では、年間 960 時間の上限規制を守るべく試行錯誤が続けられているが、連続勤務を 28 時間以内に抑えるという 28 時間ルールを守るためには、夜勤後に勤務することができなくなり、その結果として実質的、機能的な医師不足が顕在化してきている。病院のレベルで顕在化する医師不足は、僻地から医師を都市部の病院に異動させる動きを加速させ、医師の地域偏在を更に悪化させることも懸念される。現状で顕在化する医師不足を解決する決定的な方策は確立されておらず、根本的な戦略の策定が望まれている。

このような状況のなかで、医師の業務（practice）を部分的に担うことができる中間的（ミドルレベル）職種として、いわゆる Nurse Practitioner（以下、「診療看護師（NP）」という。）の存在が期待されている。働き方改革に伴い、更なる診療看護師（NP）の増員が望まれている。しかし、九州には大分県に慢性期患者を対象とするプライマリ・ケア領域の診療看護師（NP）を養成する大学院はあるものの、大阪府以西には急性期病院で働くクリティカル領域の診療看護師（NP）養成施設は存在しない。福岡県に診療看護師（NP）を養成する大学院を設置することは、地理的にも意義のあることであると考えられる【資料 3】。

【資料 3: 診療看護師（NP）養成大学院分布図】

ウ 純真学園大学が診療看護師（NP）コース（高度実践看護分野）を新設する意義（ア）学園訓との整合性

本学は、建学の精神を「気品・知性・奉仕」としており、高い知性と豊かな情操とを持ち、社会への貢献を志すリーダーシップを持った医療人を育成している。診療看護師（NP）は医療施設内で看護師や多職種の指導、救急外来や病棟でのチーム医療の要としての役割が期待されており、本学の学園訓に沿った人材の養成が可能である。

（イ）大学院を既に有することの優位性

平成 30（2018）年 4 月、ディプロマポリシーに多職種連携能力の向上、生活者の視点で地域の保健・医療・福祉への諸問題の解決と予防・健康増進及び高い生活の質を目指す社会へ貢献できるための汎用・実践能力と管理・指導能力を持った人材育成を目的として掲げ、『看護の基盤分野』『臨床実践看護分野』『生活支援看護分野』の 3 分野を擁する純真学園大学大学院保健医療学研究科看護学専攻を設置した。

本学大学院保健医療学研究科には看護学専攻とは別に保健衛生学専攻があり、『放射線技術学分野』『臨床検査学分野』『臨床医工学分野』の3分野において多職種教育も行っており、多職種連携能力の強化につながっている。

また、看護学専攻においては、高度専門職業人としての種々の実践の場でリーダー、管理者、指導者などの役割を発揮するためのカリキュラムを構築・教育しており、診療看護師(NP)の資質につながる内容であることから、本コースの学生も専攻共通科目として学ぶことが可能である。

(ウ) 地理的な優位性と意義

医療の現場では医師の働き方改革が推進され医師不足が顕在化しており、医師の業務のタスク・シフトを推進するための診療看護師(NP)の重要性が認識されてきている。独立行政法人国立病院機構の東京医療センターや九州医療センターでは、診療看護師(NP)が診療部に配属され、医師の外来診療や手術による病棟不在時に、診療看護師(NP)で実施可能な範囲で患者の診療に携わっている。また、診療看護師(NP)が救急外来や病棟で急変した患者にも迅速に対応するなど臨床では医師のタスク・シフトに大きく貢献している。しかし、診療看護師(NP)の絶対数は不足しており診療看護師(NP)養成の必要性は高い。

九州には、総合病院で活躍するクリティカル領域の診療看護師(NP)養成課程を持つ大学院が存在しないことから、資格取得を望んでいる者にとって、交通の便が良く、教育環境が良い福岡の地で診療看護師(NP)養成課程の開設が望まれる。本学大学院が地理的に優位な福岡市に本コースを設置する意義は高い。

また、本学は九州医療センターと協力協定を結んでおり、働き方改革におけるタスク・シフトが注目されるなかで、本学が九州医療センターと協力して新たに診療看護師(NP)の養成課程を設立することは、地域での本学の認知度を高めるだけでなくわが国の医療界における認知度の向上にも寄与するものと考ええる。

3 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容

(1) 教育課程の変更内容

保健医療学研究科看護学専攻(修士課程)では、これまでも多職種連携での診療(チーム医療)に重きを置く教育課程を編成してきた。今回の入学定員、収容定員増加に伴い、個々の患者の医療ニーズを包括的に的確に把握し、倫理的かつ科学的な根拠に基づき患者および患者家族のQOLの向上に向けた看護、医療を提供できる人材である診療看護師(NP)の育成を目的とし、新たに診療看護師(NP)コース(高度実践看護分野)を設置し、高度実践看護分野の専門科目として「NP特論」「人体構造・機能論」「診察・診断学」「クリティカル診断演習」「フィジカルアセスメント演習」「臨床実践薬理学」「疾病・臨床病態概論」「呼吸・循環管理実践演習(1)」「呼吸・循環管理実践演習(2)・NP特論演習」「薬剤・輸液投与とIVカテーテル管理演習」「術後ドレーンおよび疼痛管理演習」「慢性期における治療管理演習」「NP臨床実習Ⅰ」「NP臨床実習Ⅱ」「NP臨床実習Ⅲ」「NP臨床実習Ⅳ」「NP臨床実習Ⅴ」「NPプライマリ実習」「課題研究」の計19科目を追加する。

本コースの教育課程は、一般社団法人日本NP教育大学院協議会の定めるNP教育課程認

定に係る基準である、修了要件を 55 単位以上、実習単位として 15 単位以上を含む要件を満たすものとなっている。また、保健師助産師看護師法第 37 条の 2 及び規則（省令）に定める特定行為区分のうち、本コースにおいて定める特定行為を実施するための教育（特定行為研修）を含んでいる。本コースの定める特定行為研修は、特定行為 20 区分 37 行為を実施できる教育内容として計画しており、本コースの教育課程を修めることで、特定行為研修修了者となり、加えて、一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会の NP 資格認定試験の受験資格を得ることができる【資料 4】【資料 5】。

なお、本コースの設置に伴い、既存の「看護の基盤分野」、「臨床実践看護分野」、「生活支援看護分野」の 3 分野を「看護学研究コース」として位置付けるが、それによる教育課程の追加及び変更はない。

以下、本コースの教育目的、目標を示す。

＜教育目的＞

健康問題をもつ個人や家族が、進歩する治療に対して意思決定でき、選択した治療の効果を十分に発揮できるための高度な看護実践能力の修得を目的とする。

＜教育目標＞

高度な看護実践能力を養うことにより、クリティカル領域、プライマリ・ケア領域における国民のニーズに応えるための自律した判断と実践ができる高度実践看護師を育成するため、以下の目標を位置づけている。

- ①他職種との連携のもと、健康状態を総合的に判断できる能力を養う。
- ②包括的アセスメントに基づき、健康回復のために必要な治療が判断できる能力を養う。
- ③他職種との連携のもと、健康問題を判断し状況に合わせた支援が実践できる能力を養う。
- ④対象のニーズの充足のために他職種と連携し、リーダーシップを発揮するコンサルテーション能力を養う。
- ⑤判断や治療行為等において的確な倫理的判断を行い、対象への説明責任を負う能力を養う。
- ⑥保健医療・福祉制度および政策の理解に基づく、看護職者に対する管理・教育能力を養う。
- ⑦確かな知識と洞察力と共に研究的志向をもち臨床現場に貢献できる能力を養う。

【資料 4：概念図】

【資料 5：3 つのポリシー】

（2）教育方法及び履修指導方法の変更内容

今回の学則変更による教育方法及び履修指導方法の変更は行わないが、従来と同様に個人の希望や適性を踏まえた教育指導を行う。

ア 授業の実施方法

本コースの分野専門科目の講義・演習については、百道浜キャンパスにおいて原則対面で

実施する。なお、保健医療学研究科共通科目および看護学専攻共通科目については、原則筑紫丘キャンパスにおいて講義・演習を行うため、本コースの学生は、百道浜キャンパスにおいて遠隔で受講することとなる。

また、分野専門科目のうち特定行為研修に関する科目の事前学習として、e-ラーニングの受講を義務付ける。

なお、授業は原則として、平日 12 時 20 分から 21 時 10 分、土曜日は 9 時から 17 時 50 分に行う。

イ 特別研究

本コースの特別研究は課題研究とし、臨床の現場における疑問に関連した課題について、文献検索、クリティークを行い研究課題の焦点化を図る。研究課題に基づき研究の枠組を明確にし、研究デザインからデータ分析方法に至るまで一貫性をもった適切な研究方法を検討し、さらに研究倫理に配慮した研究計画書を作成する。

研究計画に沿ってデータ収集・分析・結果の記述・考察を行い課題研究論文として完成させる。

一連の研究課程を経て論文の執筆と論文発表を行い、成果を論文としてまとめる力、プレゼンテーション能力を身につけることによって、臨床現場で遭遇する疑問を科学的に解決する能力を養う。

ウ 修了要件

本コースの修了要件は以下のとおりとする。

『本学大学院に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 65 単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。』

(3) 教員組織の変更内容

看護学専攻においては、大学院設置基準に定める基準教員数を上回る数の教員をもって組織している。今回の学則変更により、追加する科目に関わる研究業績を持つ教員を含む 20 名の教員を看護学専攻の専任教員として配置する。(表 2)

なお、専任教員は、本学保健医療学部の教員が兼務する。

表 2

		教授	准教授	講師	助教	合計
大学院設置基準に定める教員数	研究指導教員	6 (内、2/3 以上は教授であること)				6
	研究指導補助教員	6				6
看護学専攻専任教員数	研究指導教員	11	2	0	0	13
	研究指導補助教員	0	4	3	0	7

看護学専攻学生数		36
ST 比 (教員一人当たりの 学生数)		1.8

定員変更前の看護学専攻の専任教員数は 19 名、収容定員は 12 名であり、ST 比は 0.63 であることから、定員変更後の ST 比は高くなるものの、課題研究については 20 名の教員で担当するため、大きな負担はない。また、本コースの教育課程の分野専門科目においては、協力協定を締結している九州医療センターの医師等が非常勤講師として担当する科目が大半を占めている。

以上のことから、大学院教育の質は保たれると考える。

(4) 大学全体の施設・設備の変更内容

ア 校地等の整備計画

本コースの設置に伴い、新たに百道浜キャンパスを設け教育を実施する計画である。

百道浜キャンパスは、本コースの講義・演習科目の非常勤講師である医師が多数所属しており、診療看護師（NP）の養成に必要な実習を実施する九州医療センターに隣接した場所にあり、学生や教員の利便性が高い。

百道浜キャンパスは、福岡市中央区地行浜（最寄りバス停：九州医療センター、最寄り駅：地下鉄唐人町駅）の福岡市シーサイドももちに立地する独立行政法人国立病院機構九州医療センターの旧看護学校を借用して整備する計画である。

本学本部が所在する筑紫丘キャンパスからは、車や公共交通機関で 30 分程度離れた場所にあり、また、福岡市中心の天神地区からはバスで 11 分、または、地下鉄で 5 分、更に徒歩で 15 分の位置に立地しており、校地等の面積は 2,269 m²を有し、全国でも屈指のウォーターフロントとして環境が整備された、海と近代的な建物に囲まれたやすらぎの空間をもつ環境の中で学ぶことができる。

イ 校舎等施設の整備計画

百道浜キャンパスには講義室、演習室、大学院生研究室、教員控室、教員研究室、事務室などを整備する。また、学内 LAN システムやインターネット環境を整備することで、筑紫丘キャンパスにおける講義を遠隔で受講することも可能となる。

なお、大学院生研究室には、専用机、プリンター、パソコン等が使える環境を整備し、学生の研究の拠点として十分活用し得るよう配慮する。

ウ 教育・研究機材、器具等の整備計画

講義室やゼミ室には必要な AV 装置やホワイトボードなどの設備を整備するほか、演習室にはそれぞれの目的に応じて機械器具等を整備する。

具体的には、特定行為研修に関する科目で使用するシミュレータを新たに整備する。さらに、特定行為研修に関する科目の事前学習である e-ラーニングを学内でも受講出来るように

インターネット環境を整備する。

エ 図書等の資料及び図書館の整備計画

筑紫丘キャンパスにある純真学園本館の地下 1 階に位置する純真学園図書館は、本学と純真短期大学の共用施設であり、面積は 1,610.4 m²である。

所蔵する書籍や雑誌、データベースや電子ジャーナル等の資料は、既存の大学院及び本学保健医療学部規模に合わせた専門図書、学術雑誌、視聴覚資料など、系統的に整備されたものであり、今後は本コースの教育及び研究活動に資することを念頭に、図書等を購入し、充実を図る計画である。

百道浜キャンパスの図書室は、面積が 130.7 m²であり、大学院の教育及び研究活動に必要な図書等の資料を整備する計画である。

また、図書館蔵書検索は個人のパソコンから利用可能であり、両キャンパスから相互に貸し出しが行えるようにする。

なお、大学全体で契約している電子書籍や電子ジャーナルは百道浜キャンパスでも利用可能である。

4 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

本コースの分野専門科目については、既存の修士課程がある筑紫丘キャンパスを離れ、新たに設ける百道浜キャンパスで開講する。

各キャンパスの収容定員は、筑紫丘キャンパスが既存の看護学研究コース（3 分野）の 12 名、百道浜キャンパスが診療看護師（NP）コースの 24 名となっている。

前述したとおり、学生や教員の利便性の観点から、百道浜キャンパスを整備するものである。

なお、保健医療学研究科共通科目や看護学専攻共通科目については、原則として筑紫丘キャンパスでの開講となるため、本コースの学生が百道浜キャンパスにおいてオンラインで受講できる環境を整備する。

分野専門科目については、百道浜キャンパスに隣接する九州医療センターの医師、診療看護師（NP）、看護師、薬剤師等を非常勤講師として多数配置しており、移動の負担はほとんどない。また、専任教員のうち 2 名が本コースの担当として百道浜キャンパスに常駐する。教員は必要があれば 2 つのキャンパスを移動することになるが、車で 30 分程度の距離であり、公用車の配備に加え、学部や既存大学院の教育も併せて教員の負担にならない授業科目の展開を行う計画である。

以上

学則の変更の趣旨等を記載した書類 資料目次

- 1 2040 年を展望した医療提供体制の改革について（イメージ）
- 2 特定行為区分一覧（保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について（令和 6 年 4 月 5 日一部改正 pp.25-26））
- 3 診療看護師（NP）養成大学院分布図
- 4 概念図
- 5 3 つのポリシー

2040年を展望した医療提供体制の改革について（イメージ）

資料1

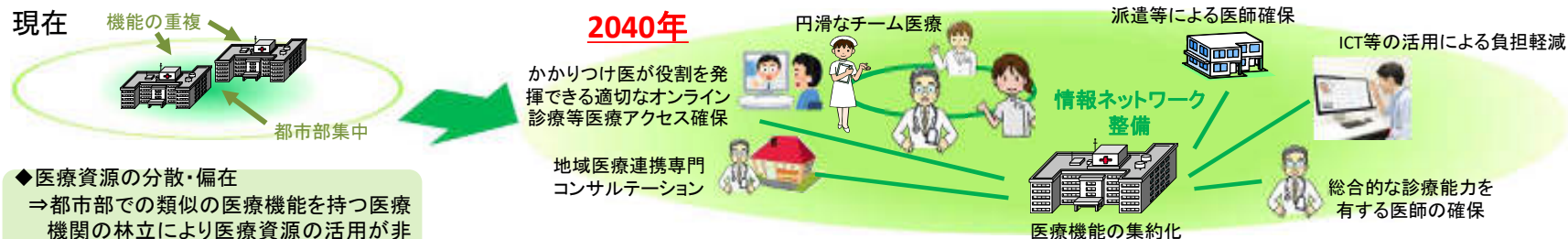
平成31年4月24日

第66回社会保障審議会医療部会

資料1-1

- 医療提供体制の改革については2025年を目指した地域医療構想の実現等に取り組んでいるが、2025年以降も少子高齢化の進展が見込まれ、さらに人口減に伴う医療人材の不足、医療従事者の働き方改革といった新たな課題への対応も必要。
- 2040年の医療提供体制の展望を見据えた対応を整理し、地域医療構想の実現等だけでなく、医師・医療従事者の働き方改革の推進、実効性のある医師偏在対策の着実な推進が必要。

2040年の医療提供体制（医療ニーズに応じたヒト、モノの配置）



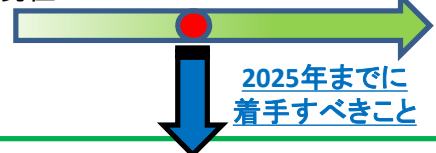
◆医療資源の分散・偏在

⇒都市部での類似の医療機能を持つ医療機関の林立により医療資源の活用が非効率に

⇒医師の少ない地域での医療提供量の不足・医師の過剰な負担

◆疲弊した医療現場は医療安全への不安にも直結

現在 2040年



2025年までに
着手すべきこと

どこにいても必要な医療を最適な形で

- ・限られた医療資源の配置の最適化（医療従事者、病床、医療機器）
⇒医療計画に「地域医療構想」「医師確保計画」が盛り込まれ、総合的な医療提供体制改革が可能に
- ・かかりつけ医が役割を發揮するための医療情報ネットワークの整備による、地域医療連携や適切なオンライン診療の実施

医師・医療従事者の働き方改革で、より質が高く安全で効率的な医療へ

- ・人員配置の最適化やICT等の技術を活用したチーム医療の推進と業務の効率化
- ・医療の質や安全の確保に資する医療従事者の健康確保や負担軽減
- ・業務の移管や共同化（タスク・シフティング、タスク・シェアリング）の浸透

2040年を展望した2025年までに着手すべきこと

地域医療構想の実現等

- ①全ての公立・公的医療機関等における具体的対応方針の合意形成
- ②合意形成された具体的対応方針の検証と地域医療構想の実現に向けた更なる対策
- ③かかりつけ医が役割を發揮するための医療情報ネットワークの構築や適切なオンライン診療等を推進するための適切なルール整備 等

三位一体で推進

医師・医療従事者の働き方改革の推進

- ①医師の労働時間管理の徹底
- ②医療機関内のマネジメント改革（管理者・医師の意識改革、業務の移管や共同化（タスク・シフティングやタスク・シェアリング）、ICT等の技術を活用した効率化 等）
- ③医師偏在対策による地域における医療従事者等の確保（地域偏在と診療科偏在の是正）
- ④地域医療提供体制における機能分化・連携、集約化・重点化の推進（これを推進するための医療情報の整理・共有化を含む）⇒地域医療構想の実現

実効性のある医師偏在対策の着実な推進

- ①地域医療構想や2040年の医療提供体制の展望と整合した医師偏在対策の施行
 - ・医師偏在指標に基づく医師確保計画の策定と必要な施策の推進
 - ・将来の医療ニーズに応じた地域枠の設定・拡充
 - ・地域ごとに異なる人口構成の変化等に対応した将来の診療科別必要医師数を都道府県ごとに算出
- ②総合的な診療能力を有する医師の確保等のプライマリ・ケアへの対応

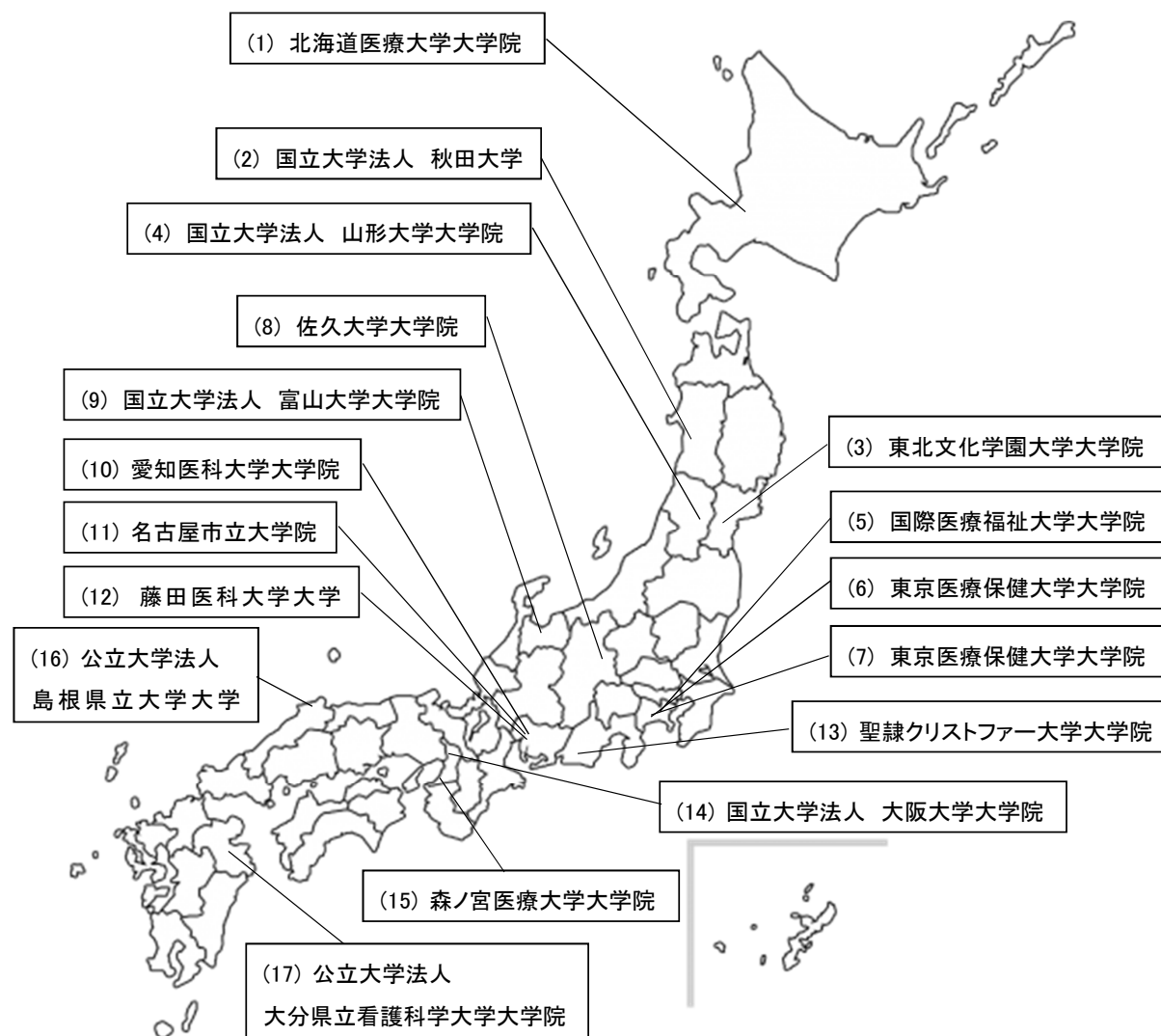
(別紙2)

特定行為区分

特定行為区分の名称	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理
	一時的ペースメーカーリードの抜去
	経皮的な心肺補助装置の操作及び管理
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
心 ^{のう} 嚢ドレーン管理関連	心 ^{のう} 嚢ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更
	胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺 ^{せんしつ} 針の抜針を含む。）
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈 ^{せん} 穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保

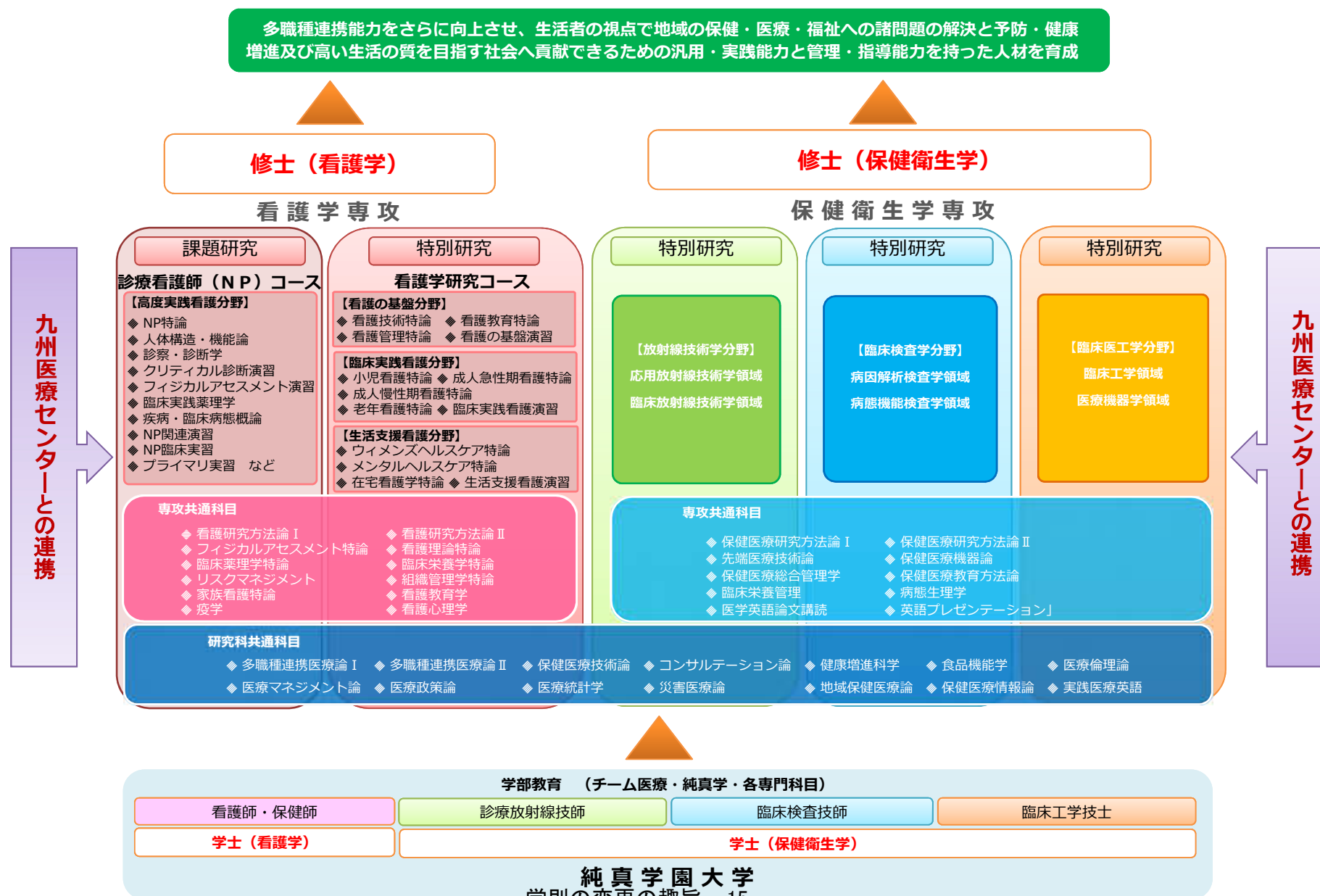
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与
	抗精神病薬の臨時の投与
	抗不安薬の臨時の投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

診療看護師（NP）養成大学院分布図



大学	
名称	入学定員(人)
(1) 北海道医療大学大学院	5
(2) 国立大学法人 秋田大学	12(他分野含む)
(3) 東北文化学園大学大学院	8
(4) 国立大学法人 山形大学大学院	16(他分野含む)
(5) 国際医療福祉大学大学院	20
(6) 東京医療保健大学大学院看護学研究科	20
(7) 東京医療保健大学大学院医療保健学研究科	33(他分野含む)
(8) 佐久大学大学院	5
(9) 国立大学法人 富山大学大学院	2
(10) 愛知医科大学大学院	9
(11) 名古屋市立大学	10
(12) 藤田医科大学大学院	7～15
(13) 聖隷クリストファー大学大学院	10(他分野含む)
(14) 国立大学法人 大阪大学大学院	若干名
(15) 森ノ宮医療大学大学院	6
(16) 公立大学法人 島根県立大学大学院	2
(17) 公立大学法人 大分県立看護科学大学大学院	10

純真学園大学大学院保健医療学研究科の概念図



九州医療センターとの連携

九州医療センターとの連携

学部教育（チーム医療・純真学・各専門科目）

看護師・保健師

学士（看護学）

診療放射線技師

臨床検査技師

学士（保健衛生学）

臨床工学技士

純真学園大学大学院 「診療看護師（NP）コース」における3つのポリシー

教育目的

保健医療学研究科は、本学園の建学の精神に則り、多職種連携能力をさらに向上させ、生活者の視点で地域の保健・医療・福祉への諸問題の解決と予防・健康増進及び高い生活の質を目指す社会へ貢献できるための汎用・実践能力と管理・指導能力を持った人材を養成することを目的としている。

ついては、次のように専攻ないし分野において示された幅広い専門の知識や技術とともに高度専門職業人としての資質を身につけ、各専攻に所定の期間在学し、教育と研究の理念に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数以上を取得し、修士論文等の審査及び試験に合格して課程を修了した者に対して修士の学位を授与する。

ディプロマポリシー

【看護学専攻】

- 生命の尊厳を基盤とした倫理的意思決定能力を備え、エビデンスに基づく全人的・総合的な対象理解を深めるヒューマンヘルスアセスメント能力を修得する。
- 多職種連携を展開する多様な場や機関で、リーダーシップ力やコンサルテーション力を発揮し、高度専門職業人として指導者・管理者の立場で活躍できる能力を修得する。
- 高度化する医療に対応し、他職種との連携・協働をはかるために、自身の専門分野における課題の取り組みと学術研究を通して高めた専門性を発揮して、次世代の看護職の養成を担うと同時に、多様な健康ニーズに対応し、地域社会に貢献できる教育・研究能力を修得する。

【診療看護師（NP）コース】

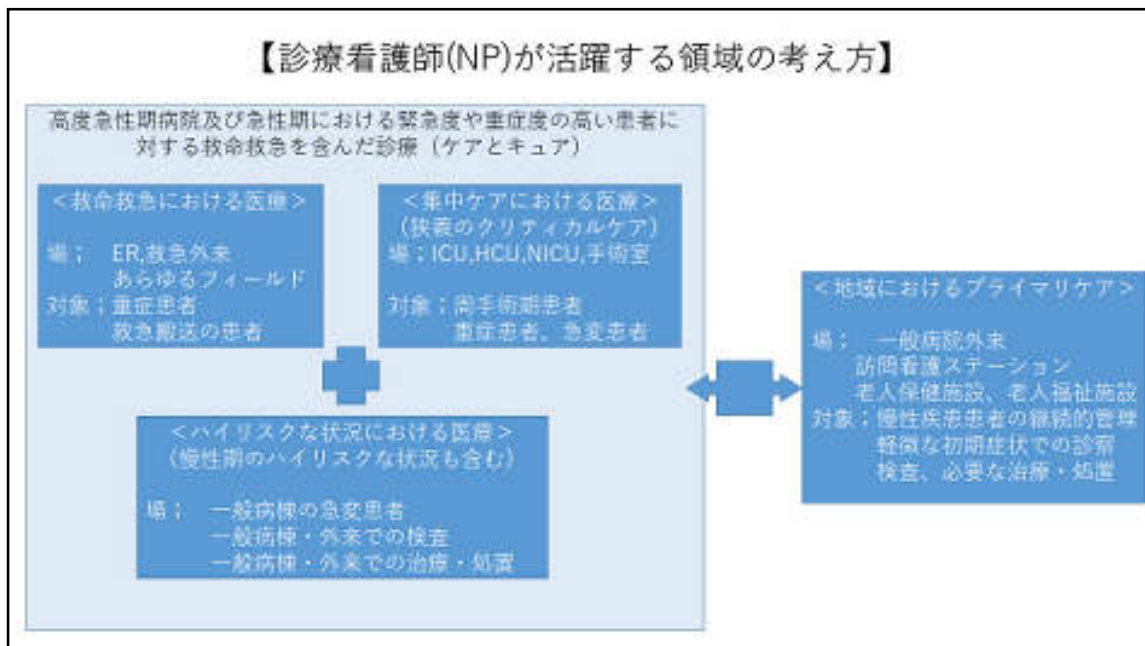
健康問題をもつ個人や家族が、進歩する治療に対して意思決定でき、選択した治療の効果を十分に発揮できるための高度な看護実践能力の修得を目的とする。

本コースでは、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生には、学位（修士（看護学））を授与する。

診療看護師（NP）コースを修了すると、厚生労働省が指定する特定行為研修の要件を満たした特定行為が認定され、「特定行為研修修了者」として厚生労働省に届出される（20 区分 37 行為を設定）。また、本コースの修了試験に合格したものは、一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会の NP 認定資格試験の受験資格を得ることができる。

- ①他職種との連携のもと、健康状態を総合的に判断できる能力。
- ②包括的アセスメントに基づき、健康回復のために必要な治療が判断できる能力。
- ③他職種との連携のもと、健康問題を判断し状況に合わせた支援が実践できる能力。
- ④対象のニーズの充足のために他職種と連携し、リーダーシップを発揮するコンサルテーション能力。
- ⑤判断や治療行為等において的確な倫理的判断を行い、対象への説明責任を負う能力。
- ⑥保健医療・福祉制度および政策の理解に基づく、看護職者に対する管理・教育能力。
- ⑦確かな知識と洞察力と共に研究的志向をもち臨床現場に貢献できる能力。

カリキュラムポリシー



診療看護師（NP）コースでは、「多様な状況に対応するために、主としてクリティカル領域で、チーム医療を展開する場において、患者の一番近くで、高度な専門知識を活用した包括的な判断により、医療行為に踏み込んだ実践ができる自律した看護師」の育成を目指す。また、修得した高度実践看護能力を活かし、地域においても、医師の包括的指示の下で、診療行為を自律的に実施できる汎用的能力を育成する。

また、本研究科の共通の狙いとして、地域で生活する人々の保健医療福祉全般にわたる現状や諸問題を深く理解し、総合的な判断力・調整力を持って看護学、保健衛生学それぞれの分野における、高い専門性を発揮できる人材の育成がある。

これらの目標を具現化するために、**研究科共通科目**では、自らの職種と多職種の視点から地域の健康保健医療福祉に係る課題と対策を理解し、併せて多職種連携能力向上のための判断能力、指導力、管理力等を身につけるために必要となる科目群を配置している。診療看護師（NP）コースでは、この科目の中から、「多職種連携医療論Ⅰ」「コンサルテーション論」「健康増進科学」「医療倫理論」「医療政策論」「災害医療論」を配置した。これらの科目は、特定行為研修の共通科目「医療安全学／特定行為実践」の教育内容として、さらに、NP 教育課程における教育要件に定められている教育内容として位置付けている。

看護学専攻で**専攻共通科目**として配置している科目の中から、医療施設から暮らしの場をつなぎ、地域の人びとの健康増進と生活の質向上に貢献するために必要な調整能力である、“問題解決能力”を身につけるために必要な科目として「リスクマネジメント」「疫学、“研究実践能力”を身につけるために必要な科目として「看護研究方法論Ⅰ」「看護研究方法論Ⅱ」を配置した。**分野専門科目（看護学研究コース専門科目）**として配置している科目の中から、保健・医療・福祉の場ですでに実践者として活躍する看護職者が、高い倫理観を備えた専門医療人を養成していくときに求められる“教育・管理能力”を身につけるために「看護教育特論」「看護管理特論」を配置した。さらに、診療看護師（NP）が活躍する場、および対象の特徴を理解し、さまざまな状況において看護が実践できる能力を育成するために、「小児看護特論」「成人急性期看護特論」「成人慢性期看護特論」「老年看護特論」を配置し、プライマリ・ケアにお

いて汎用的な知識・技術を発揮できるよう、「在宅看護学特論」を必修科目として配置した。また、“研究実践能力”を身につけるために、「課題研究」を配置し、臨床での課題をテーマに研究論文をまとめる。

診療看護師（NP）コースでは、診療看護師（NP）としての実践力を修得するために、**分野専門科目（高度実践看護分野）**として、以下の講義・演習、実習科目を配置した。

診療看護師（NP）の役割と機能の理解および医療倫理に基づいた意思決定支援が展開できる能力を育成するために「NP 特論」を配置し、専攻共通科目や分野専門科目（看護学研究コース専門科目）で得た知識を基盤に専門的な能力を養う。

包括的健康アセスメント能力および治療マネジメント能力を育成するために、「人体構造・機能論」「診察・診断学」「クリティカル診断演習」「フィジカルアセスメント演習」「臨床実践薬理学」「疾病・臨床病態概論」を配置し、臨床推論を含めたペーパーシミュレーション演習が実施できる環境を整える。

さらに、診療看護師（NP）としての実践力育成のために、「呼吸・循環管理実践演習（１）」「呼吸・循環管理実践演習（２）・NP 特論演習」「薬剤・輸液投与と IV カテーテル管理演習」「術後ドレーンおよび疼痛管理演習」「慢性期における治療管理演習」において、シミュレーション演習、OSCE 演習を経て、「NP 臨床実習Ⅰ」（麻酔科）「NP 臨床実習Ⅱ」（救急・ICU）「NP 臨床実習Ⅲ」（周手術期）「NP 臨床実習Ⅳ」（呼吸・循環管理）「NP 臨床実習Ⅴ」（総合診療科）「NP プライマリ実習」（島嶼）の臨地実習を展開する。

アドミッションポリシー

【診療看護師(NP)コース】

- 看護師としての経験を基に新たな問題に対して積極的に取り組もうとする人
- チーム医療の要としての自覚と責任を有し、より良い医療を実現しようとする意欲に溢れた人
- 地域における様々な医療に貢献するという視点で物事を考え行動しようとする人

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	フジタ ヨシノブ 福田 庸之助 ＜平成23年4月＞		修士（経済学）※		純真学園大学 学長 (平成23.4～令和9.3) 学校法人純真学園 理事長※ (平成12.2)